

第4章 青森県の裁判員裁判

第1節 青森県の裁判員裁判（2010年）

岩崎和成

はじめに

裁判員制度も2年目に入り、10月末までに全国で7703人の一般市民が裁判員に選任されました。この時点での終局人員は1363人となっており、ほとんどが有罪の判決を受けました。来年の候補者も発表され、候補者名簿に記載されるのは全国で31万5940人、青森県で3250人となります。これは県内で、357人に1人が選ばれるということです。裁判員制度は最近でも、少年への死刑判決や死刑場の公開などでマスメディアをにぎわせています。

今回の報告では裁判員制度の基本事項を今一度確認したのち、青森県内で行われたこれまでの裁判員裁判を改めて見直していきたいと思います。なお、各事件については東奥日報新聞に依拠した内容で、2010年までの情報となっています。

1. 司法制度改革

戦後に行われた司法制度改革によって司法制度は大きく変わりました。その中身は、裁判所法や検察庁法の制定、大審院の廃止に伴う最高裁判所設置による司法権の独立の徹底、弁護士自治を広く認め、重要な役割の付与などがありました。そのような中で法曹一元制の採否¹などの問題が残され、1962年の臨時司法制度調査会によって司法制度の運営の適正を確保するための再検討がされました。その後は法曹関係者の自主的な改革が見られましたが、議論はなかなか進展しませんでした。

しかし、社会・経済・政治の面から司法制度の抜本的な改革を求める声が上がリ、1999年、司法制度改革審議会²が内閣に設置され司法制度の抜本的な改革を調査審議することになりました。審議会は13人の法学研究者や法曹関係者、その他の委員³で構成されており、「21世紀の我が国社会において司法が果たすべき役割を明らかにし、国民がより利用しやすい司法制度の実現、国民の司法制度への関与、法曹の在り方とその機能の充実強化その他の司法制度の改革と基盤の整備に関し必要な基本的施策について調査審議する（設置法2条1項）」ことを目的としました。2001年に設置された司法制度改革推進本部を中核機関として⁴、審議会が発表した次の3つの柱からなる司法制度改革を目指しました。

（1）人的基盤の補充

質と量の両面からの改善が提言されました。質的面では法科大学院（ロースクール）を

¹ 弁護士資格を有する者から裁判官が任命される制度。

² 司法制度改革審議会設置法にもとづく。

³ 経済界、消費者団体、労働組合等関係者のこと。

⁴ 司法制度改革推進法にもとづく。

創設し、量的面では法曹人口の大幅な増加⁵を行いました。さらに、弁護士制度や裁判官制度の改革も提言されました。

(2) 制度的基盤の整備

利用しやすい司法制度を実現するための弁護士業務の質の向上（ひまわり基金法律事務所⁶の設置など）、裁判所の利便性の向上や、国民の期待にこたえる民事・刑事司法のための裁判の迅速・充実を行う計画審理（民事訴訟法 147 条の 3）の促進や連日的開廷の確保（刑事訴訟法 281 条の 6）などの提言がされました。

(3) 国民的基盤の確立

具体的には、裁判員制度の導入などが提言されました。国民の司法参加により司法に対する理解と支持を深め、国民的基盤を得ようというものです。

2. 裁判員制度

2004 年 5 月に「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が成立し、2009 年 5 月 21 日から始まった本制度は、国民の刑事訴訟手続きへの関与による司法への理解と信頼の向上を趣旨としています。国民が裁判員となり、刑事裁判で裁判官と共に量刑などを決定します。

(1) 裁判員裁判の対象事件

対象事件となるのは死刑または無期の懲役・禁固にあたる罪や法定合議事件（裁判所法 26 条 2 項 2 号の事件）であって故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件⁷が原則ですが、裁判員や親族などに危害が及ぶおそれがある事件は対象からはずされる可能性があります（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律 3 条）。例えば、被告人がかつて裁判官に危害を加えたことがあるような場合、裁判員にも危害を加えることが考えられるので対象から外されます。

(2) 裁判員選任手順

20 歳以上の有権者の中から（法 13 条）一年間の裁判員候補者を無作為で抽出して裁判員候補者名簿を作成し、さらに地方裁判所ごとの裁判員候補者名簿から事件ごとに候補者を無作為で抽出して選任手続きを経て裁判員が決定されます。欠格事由（法 14 条）・就職禁止事由（法 15 条）や不公平な裁判の恐れのあるものなどの不適合自由（法 17 条）にあたるものは裁判員となることができません。また、辞退事由（法 16 条）に該当する人は裁判員を辞退できます。

(3) 合議体の構成と権限

裁判官 3 人、裁判員 6 人の合議体で構成され、被告人が控訴事実を認め、当事者に意義

⁵ 2010 年ごろまでに新司法試験合格者を年間 3000 人とし、2018 年に法曹人口 5 万人の見込みとしている。

⁶ 弁護士過疎地域におかれる日本弁護士会開設の公設法律事務所。

⁷ 殺人、強盗致死傷、傷害致死、危険運転致死、現住建造物等放火などの事件。

がなく、裁判所が適当と認めた時には裁判官 1 人と裁判員 4 人とすることができます。有罪・無罪の決定及び量刑の判断は裁判官と同じ重みをもつものと扱います。評決は多数決で決まり、裁判官と裁判員の 1 人以上の賛成が求められます。

(4) 裁判員の義務

裁判員には公判期日への出頭義務(法 29 条・63 条)、評議での意見陳述義務(法 66 条)、公平誠実な職務執行義務(法 9 条)を負い、評議の秘密(法 70 条)や裁判員の職務上知り得た秘密の守秘義務などを負います。これらの義務に反すると、解任(法 41 条・43 条)や刑事罰⁸(法 108 条)、10 万円以下の過料(法 112 条)の制裁を受けます。

(5) 裁判員の保護規定

裁判員には旅費や日当などが支給されます(法 11 条)。他にも裁判員を保護するために、裁判員に対する請託・威迫行為の禁止(法 106 条・107 条)や雇用者の裁判員への不利益な扱いの禁止(法 100 条)、裁判員の特定ができる情報公開の禁止(法 101 条)、裁判員への接触の規制(法 102 条)があります。

3. 青森県裁判員裁判の内容

2009 年、全国初の性犯罪の裁判員裁判ということで注目された青森県の裁判員裁判ですが、2010 年に入ってから状況はどのようになっているのか。青森県内の各裁判員裁判とその控訴審についてまとめていきます。ちなみに、県内の 2010 年の裁判員候補者は 2800 人となっています。

○弘前市強盗傷害事件(3 例目)

2010 年 3 月に行われた県内 3 例目の裁判員裁判では、被告人が、一人の共犯者と共に会社員にけがを負わせて現金を奪った事件で、強盗傷害罪に問われました。青森県の裁判員裁判では初の分離公判となりました。

(1) 裁判員選定手続き

裁判員候補者の中から選定された裁判員候補者 100 人のうち、73 人に呼び出し状を送りました。このうち 35 人⁹が出頭を求められましたが、23 日午前の選任手続きには 31 人が出頭しました¹⁰。結果、男性 4 人、女性 2 人に加えて補充裁判員が男女 1 人ずつ選ばれました。

(2) 裁判員裁判—公判—

公判前整理手続きで起訴内容を大筋で認めましたが、暴行の一部を否認し被害者の顔を蹴ったかどうかという暴行内容と量刑が争点になりました。

⁸ 6 月以下の懲役または 50 万円以下の罰金。

⁹ 辞退が認められた理由は、70 歳以上の高齢者、重大な仕事や病気など。

¹⁰ これまでの選任手続きに出頭しなかった者には過料決定なし。欠席理由は非公開。

・公判のスケジュール

3月23日 午前：選任手続き、午後：第1回公判

3月24日 第2回公判

3月25日 第3回公判

3月26日 第4回公判

判決：懲役4年6月（求刑同7年）⇒確定

・県内初の犯行映像の再生

検察側が、法廷内の大型モニターに、犯行の様子が録画された防犯カメラの映像を再生しました。これは県内の裁判員裁判では初となります。映像には、被害者がカメラの死角にいたため、顔を蹴られる様子は映っていませんでした。犯行の生々しさを伝える映像とはいえませんが、視覚的な面ではそれほど強い刺激を裁判員に与えなかったといえます。

・分離公判における犯人視の問題

全国の裁判員裁判では、裁判員に犯人視の予断を与えないために被告人の入廷前に手錠と腰縄を外します。しかし今裁判の被告人と共犯の関係にあった人物が証人尋問の証人として入廷する際、手錠と腰縄姿で入廷し裁判員の目の前で外しました。また、退廷の時は裁判員の目の前で手錠と腰縄をつけました。この事に犯人視の恐れがあるとする声があります。

・傍聴席の変化

これまでは報道・法曹関係者が傍聴席の多数を占めていましたが、今回は一般市民の姿が目立ち傍聴席には余裕があったそうです。このことについて法曹関係者は「裁判は国民の監視があってこそ。本来あるべき姿に近づいている」、被告人の弁護人は「一般市民の傍聴者がいることで、弁護人や被告人にも良い緊張感が生まれている。被告人は緊張しながらも裁判で丁寧話したと思う」としました。

・裁判員の様子

第一回公判では防犯カメラの映像をじっと見つめ、検察官の説明に耳を傾け犯行の状況を見極めようとしていました。第二回公判において、共犯者が手錠・腰縄をつけられる様子をまじまじと見ていたそうです。また、被告人の勤務する会社の代表、証人である被告人の母親と事件の目撃者にいくつかの質問もしました。裁判員の提案により、共犯者は被告人と被害者の位置関係を説明するのにモニターを使用しました。

・検察・弁護側の主張

弁護側は、証拠の防犯カメラの映像は不鮮明で被害者のけがは完治の可能性が高く、犯行は計画的ではなく凶器を使用していないこと、示談の成立、反省していること、母親が監督を約束したことをあげて執行猶予付きの判決を主張しました。検察側は、証人が蹴るのを目撃し、防犯カメラの映像をあげ、被害者は顔を骨折し財布を奪われ仕事に支障があったとし、さらに被告人は無関係者である被害者に抵抗できなくなるまで暴行を加え、こ

れまでも暴行事件などを起こしていることから徹底的な教育が必要として懲役7年を求めました。

・判決

裁判長は少なくとも1回は蹴ったとし、年下の共犯者の誘いに乗って遊ぶ金欲しさに犯行に及び、被害者に執拗に暴行を加えたが、被告人が反省の態度を示している事などから求刑は相当でないとして、懲役4年6月を言い渡しました。また、「世の中にはしてよいことと悪いことがあると自覚してほしい。刑務所で自分を見つめなおし、社会復帰に向け、まじめに勤めて」と被告人に語りました。その後、判決は確定しました。

(3) 裁判後の記者会見

判決後の記者会見には6名全員の裁判員が応じました。6名は裁判員になることに対しては否定的ではありませんでした。ただ、証人の共犯者が裁判員の目の前で手錠・腰縄を外されたことに対して特別視をしない裁判員がいる一方で、「手錠を掛けられた共犯者を見ると、犯罪者なのかなという感じがする」、「被告人もこういう姿で法廷につれてこられたと思った」と語る人もいたことから、共犯者の犯人視が裁判員裁判の被告人の審理に影響する可能性は十分にあるといえます。今回の被告人の共犯者はまだ判決が出ていませんでしたが、逆に有罪判決の出た人物の共犯者に対する裁判員裁判にもかかわる問題といえます。無罪推定の原則がしっかりと守られるかどうか気になるところです。裁判員の義務である守秘義務については、その範囲について説明を受け苦痛とは思わないという声がありました。

裁判員の中には育児中の女性が2人おり、「4日間連続して審理に出るのは主婦として大変。かといって審理を1カ月後に先延ばしされても困る」、「選任手続きが終わった翌日から審理が始まるのが理想」と話しました。

ちなみに、県内で初めて会見後の記者クラブ¹¹主催の補足取材にはだれも応じませんでした。

○藤崎町運転致傷事件（4例目）

県内4例目となる裁判員裁判は、県内初の交通関係の事件となります。被告人が信号を無視して右折しようとしたところ、死傷者を1人ずつ出す事故が起きました。この事故で被告人は危険運転致死傷罪に問われました。

(1) 裁判員選定手続き

今事件の裁判員候補者100人から66人に呼び出し状を送りました。裁判所に来るように要求したのは36人¹²で、選任手続きには28人が出席しました¹³。選ばれた裁判員は5人が男性、1人が女性となります。補充裁判員は2人でした。

¹¹ 公的機関などを継続的に取材するジャーナリズムたちによって構成される「取材・報道の為の自主的な組織」。(日本新聞協会HPより)

¹² 病気や仕事などの理由で辞退した人を除く。

¹³ 欠席理由は非公開。過料の決定なし。

(2) 裁判員裁判—公判—

裁判では右折時の速度と量刑が争点になりました。事故の鑑定結果をいかに分かりやすく裁判員に伝えるのが注目されました。

・公判のスケジュール

4月19日 午前：選任手続き、午後：第1回公判

4月20日 第2回公判

4月21日 第3回公判

4月22日 第4回公判

判決：懲役5年6月（求刑同7年）⇒確定

・鑑定結果の説明に対する裁判員の戸惑い

事故鑑定人に対する証人尋問では事故車両の解析図や模型を使用し、難解な専門用語を避けるといった努力が検察・弁護側に見られました。しかし鑑定人の説明に「車体の変形によって吸収されるエネルギー量」、「変形量から速度を割り出す」などの物理学や工学の用語が用いられ、事故の細部状況の話になると、裁判員が首を捻る様子が見られました。それまで積極的に質問をしていたらしい裁判員も、鑑定人に対する質問はなく、裁判長が鑑定人の説明に「わからない」と首をかしげる場面もあったそうです。科学的なデータ中心の鑑定結果をいかに簡単に裁判員に伝えるか、という問題が出てきました。

・証拠の追加請求

事故鑑定人の事故状況に関する証言を裏付けする事故車両写真を、検察側は証拠として公判中に追加請求しました。公判前整理手続きでは事故状況には争いがなく、細部は問題にならなかったそうです。請求は裁判長の職権により証拠採用し、鑑定人を再び出廷させ再尋問しました。裁判長は「証拠があれば、客観的に判断するのに確かめたい。裁判所に職権で採用して調べる」と語りました。

弁護側は「検察側の立証が不十分であったということ」や「私たちはルールに基づいて裁判をやっている。公判前整理手続き後、証拠は出せないのが原則。ルール違反と言わざるを得ない」と証拠採用に反発しました。これは公判前整理手続きの意味が問われる問題であるといえます。

・検察・弁護側の主張

弁護側は、運転速度は時速30キロを超えておらず、和解や示談が成立し賠償金も支払っていることや、他にも被告人が深い反省をしており謝罪感情を持っていることから執行猶予付きの判決を求めました。検察側は、時速は約40キロであり2人の死傷者という結果は重大で遺族や被害者が厳罰を要求していることをあげ、さらに以前にも交通規則違反があったとし、危険かつ無謀な運転だったとして懲役7年を求めました。

・判決

判決では鑑定の結果を「信頼性は揺るがない」と結論付け、さらに弁護側の主張を不自

然として争点の運転速度は時速約 40 キロと認定しました。しかし、被告人が救護活動や 110 番通報した事、反省の態度から「検察側が求めるほどの長期の刑は相当でない」として 5 年 6 月を言い渡しました。判決はそのまま確定となりました。

(3) 裁判後の記者会見

公判後の会見と記者クラブ主催の補足取材には男女 4 人の裁判員が応じました。取材に参加した裁判員は、速度よりも赤信号の無視を重要と感じたそうです。裁判員は争点となった速度に時間を取られた審理に違和感があり、市民の感覚と実際の裁判の差異の例といえるでしょう。ある男性裁判員は「速度が争点になっている事には納得いかなかった」と話しました。また、交通事故に関わる事件を扱うことに対しては、身近な問題として審理に臨んだそうです。

弁護側の記者会見では「今回の様な専門的な事件は裁判員裁判になじまないのではないか」、「検察官の証拠の出し方が雑だ」、「裁判官の訴訟手続きにも非常に疑問を持つ余地がある」、被告人質問時に被告人の証言を裁判官が疑い否定するような発言をした場面は「裁判官主導型の裁判員裁判という気持ちがぬぐいきれない」と語り、裁判員裁判の問題点が目立つ事件でした。

○弘前市現住建造物等放火未遂事件（5 例目）

5 例目はアパートの自室で火を付け建物を放火しようとしたが、布団などを焼くにとどまって現住建造物等放火未遂に問われた事件です。

(1) 裁判員選定手続き

候補者名簿から抽出された 80 人のうち 60 人¹⁴に呼び出し状を送りました。そしてその中から事前の辞退が認められた人¹⁵を除く 27 人に出頭を要求しました。選任手続きに出頭したのは 25 人です¹⁶。そうして男性 4 人、女性 2 人の裁判員と補充裁判員 2 人が決まりました。

(2) 裁判員裁判—公判—

被告人は起訴内容を認め、量刑が争点となりました。冒頭陳述では弁護・検察側共に被告人が心神耗弱状態であることを指摘し、審理で争点となったのは責任能力と量刑への影響となります。県内では今回の事件で初めて、公判中に裁判員の発言はありませんでした。

・公判のスケジュール

5 月 18 日 午前：選任手続き、午後：第 1 回公判

5 月 19 日 第 2 回公判

5 月 20 日 第 3 回公判

判決：懲役 3 年、保護観察付執行猶予 5 年（求刑同 3 年）⇒確定

¹⁴ 法令上の辞退による人を除く。

¹⁵ 病気や仕事などの理由で辞退した人を除く。

¹⁶ 欠席理由は非公開。

・被告人の精神状態

冒頭陳述によると 10 数年前から統合失調症の症状である幻聴や被害妄想に悩まされていた被告人は、治療を続けていました。事件時は善悪を判断し、自己をコントロールする能力が低下していました。

・供述調書で「犯人」

アパート住人の供述調書を読み上げる際、被告人を犯人と記述したとおりに弁護側と検察側が読み上げるということがありました。検察側は犯人視の影響はないとしています。そして検察が調書を意識して読むことによる恣意的解釈の批判を危惧していました。裁判員に生の証拠を見てほしいという考えのようです。弁護側は被告人の名前に「さん」を付けて呼ぶなどの配慮はするが、調書の朗読は仕方ないこととしています。犯人視を注意する必要からジレンマのある問題となります。

・検察・弁護側の主張

弁護側の主張は、被告人が犯行時に心神耗弱状態であり、親族の治療協力や反省と警察への出頭をあげて必要なのは治療であるとして執行猶予付きの判決を主張しました。検察側は、被告人は心神耗弱状態だったが周辺に被害の可能性がある極めて危険な行為であり、以前も放火未遂があったとして懲役 3 年を求めました。

・判決

被告人は放火未遂により周辺住民に恐怖を与え、消火活動もしませんでした。しかし、病気や警察に出頭していること、他にも法廷で反省し謝罪しているなどの事情から「適切な治療をせず放置すれば再び過ちを犯す可能性がある。親族の支えだけでは限界があり、公的機関の援助のもとで、治療の道筋をつけるべきだ」として、懲役 3 年、保護観察付きの執行猶予 5 年を言い渡しました。その後は控訴もなく、判決が確定しました。

(3) 裁判後の記者会見

青森地裁主催の記者会見には 1 人も応じませんでした。東奥日報の取材に応じた裁判員経験者の男性は、一般市民が統合失調症者を裁くことに戸惑いを感じたそうです。「病気だけが原因で犯行に至ったのか。精神的なことは本人にしか分からない。他人が分かろうとしても限界があり、裁くのは難しい」や「責任能力や心神耗弱といった言葉の意味は、裁判官がかみ砕いて説明してくれた」と語りました。この男性は、記者会見を他の人がやりたくないという雰囲気の中で一人応じるのは精神的負担を感じたそうです。

○八戸市強制わいせつ致傷等事件（6 例目）

被告人は、車内で女性に乱暴しようとして未遂に終わり、逃げた女性にわいせつな行為をしようとしてけがをさせ、強制わいせつ致傷と強姦未遂に問われました。

(1) 裁判員選定手続き

当初裁判員候補者は 100 人となっていました。辞退希望者が多く 30 人を追加して 130 人となりました。この中から 85 人に呼び出し状を送りました。出頭を求めたのは 33 人¹⁷です。最終的に選ばれた裁判員は男性 2 人、女性 4 人です。補充裁判員は 2 人でした。

(2) 裁判員裁判—公判—

被告人は起訴内容を全面的に認め、争点は量刑となります。

・公判のスケジュール

6月14日 選任手続き

6月15日 第1回公判

6月16日 第2回公判

6月17日 第3回公判

判決：懲役3年6月（求刑同5年）⇒確定

・初の被害者参加制度

県内裁判員裁判で初めて被害者参加制度¹⁸が適用され、初公判には証人として被害女性が出廷しました。被害女性は証言台に立つのは負担だったそうですが、正しく裁いてほしい、自分で確かめたいという思いがあったそうです。

被害女性に対する配慮として、裁判長が被害者と言い換えたり、被告人や傍聴人から見えないようについたてを置いたり、被害者のプライバシーや心情に配慮がされました。ついたての中にはモニターの据えられたテーブルがあり、付添人と代理人の弁護士の3人が座りました。調書を読み上げる際にも被害者が事件を思い出すような表現を避けたり、読み上げずにモニター¹⁹に内容を写したりしました。

被害者の代理人弁護士が、心の傷は計り知れなく懲役8年を望むとの求刑意見を述べ、被告人質問では犯行動機や心境を質問しました。

・検察・弁護側の主張

弁護側は損害賠償と慰謝料を支払い、再犯しないと誓約していることから執行猶予付きの判決を求めました。検察側は犯行が自己中心的で大きな恐怖と屈辱を被害者に与え、被害者が厳罰を要求していることから懲役5年を主張しました。

・判決

犯行を被害者の気持ちを無視し卑劣とし、被害者に2度と近づかずに更生を誓っていることを考慮して懲役3年6月を言い渡しました。裁判長は判決理由で、被告人が一方的な好意で犯行に及んだのは身勝手に心の傷は軽視できないが、犯行に計画性はなく被告人はまじめに働いており社会復帰のために長期の刑は相当でないとしました。判決はそのまま確定しました。

¹⁷ 病気や仕事などの理由で辞退した人を除く。

¹⁸ 一定の犯罪の被害者などが、公判期日に出席し、被告人質問などを行い刑事裁判に直接参加する制度。法定代理人や被告人質問などを委託された弁護士も参加できる。（法テラス HP より）

¹⁹ 裁判員の手元のモニターのこと。黙読してもらう措置。

(3) 裁判後の記者会見

公判後の裁判員の記者会見には女性 2 人が応じました。2 人は被害者から直接意見を聞き、その表情を知ることができたと述べ、被害者参加制度を被告、被害者双方の考えを聞いたうえで審理できたと評価しました。被害者代理人の求刑意見や裁判所の量刑に関するデータより、調書や話を聞いて量刑を決めたそうです。

○弘前市強盗傷害事件 2 (7 例目)

県内 3 例目の裁判員裁判事件の共犯者の裁判で、被告人は強盗傷害罪に問われました。

(1) 裁判員選定手続き

候補者名簿から 80 人を抽出し 57 人²⁰に呼び出し状を送り、33 人²¹に出頭を求めました。出頭したのはこのうち 29 人となります。裁判員男性 1 人、女性 5 人と補充裁判員 2 人が決まりました。

(2) 裁判員裁判—公判—

被告人は起訴内容を認め、争点は量刑のみになりました

・公判のスケジュール

6 月 22 日 午前：選任手続き、午後：第 1 回公判

6 月 23 日 第 2 回公判

6 月 24 日 第 3 回公判

判決：懲役 3 年（求刑同 5 年）⇒仙台高等裁判所へ控訴

・検察・弁護側の主張

弁護側は暴行を主導したのは共犯者で、被害者との和解があつて深い反省と後悔をしていることから執行猶予付きの判決を求めました。検察側は事件全体の責任があるとして懲役 5 年を求めました。

・判決

判決では裁判長は被告人が共犯者を誘い事件のきっかけをつくった責任は重く、被告人の弁解は不自然で反省が十分でないとして懲役 3 年を言い渡しました。裁判長は判決理由で、遊ぶ金欲しさの身勝手な動機で暴行は危険で執拗なことをあげ、共犯者と終始行動を共にし、お金も取っているとして弁護側の主張を信用できないとしました。その後、被告人は仙台高裁に控訴しました。

(3) 裁判後の記者会見

²⁰ 法令上の辞退が認められた人を除いた人数。

²¹ 病気や仕事などの理由で辞退した人を除く。

裁判閉廷後の記者会見には裁判員を務めた男女2人と男性補充裁判員1人が会見に応じました。女性裁判員経験者は職場によって有給休暇の認定の仕方にばらつきがあり、「裁判員休暇」のような統一した法制度の充実を訴えました。

○青森市現住建造物等放火事件（8例目）

自宅の自室でライターを使用し毛布に火を付け、天井などを焼いて現住建造物等放火罪に問われた事件となります。

(1) 裁判員選定手続き

今回の事件では候補者を80人選んでいましたが、選任手続きに影響が出ないようにするために30人を候補者に追加しました。73人に呼び出し状を送付し、35人²²に出頭を求めましたが、30人が姿を現しました。裁判員男性5人、女性1人と補充裁判員2人が決まりました。

(2) 裁判員裁判—公判—

被告人は起訴内容を認めました。知的障害による心神耗弱状態だったことにも争いはなく、量刑が争点となりました。

・公判のスケジュール

7月13日 午前：選任手続き、午後：第1回公判

7月14日 第2回公判

7月15日 第3回公判

判決：懲役1年6月（求刑4年）⇒仙台高等裁判所へ控訴

・裁判官が被告人を励ます

公判では裁判員が被告人に、治療内容や社会復帰後にどう暮らすのか質問がでました。裁判員が被告人を励ます発言もあり、裁判官も「20歳も超えている。頑張って親を支えてください」と励ます場面がありました。

・検察・弁護側の主張

弁護側は、犯行の危険性を被告人が十分に認識してなく、被告人が治療の必要性を理解していることから執行猶予付きの判決を求めました。検察側は被告人が部屋を燃やす意志があり、その動機は身勝手な上に近隣への危険があったことをあげ、被告人の治療環境も不十分なことから懲役4年を主張しました。

・判決

住宅密集地での放火は危険と、懲役1年6月を言い渡しました。判決理由は放火が自室の一部を焼くのみで、心神耗弱状態だったなどの点は情状酌量としましたが、近隣に恐怖

²² 病気や仕事などの理由で辞退した人を除く。

と不安を与え、被告人が行為の重大性をしって反省する必要があるとしました。被告人の家族の体調不良により更生を支える環境が整っておらず、被告が刑務作業で社会性を身につけ、家族が被告の社会復帰に備えることを期待すると述べ実刑としました。判決は仙台高裁に控訴となりました。

(3) 裁判後の記者会見

地裁での記者会見と補足取材に応じたのは男性4人となりました。「被告の精神状態の判断が絡み、難しかった」、「かわいそうという思いが強く、苦しかった」、「被告が自分の力で生きていけるようになってほしい、という思いが一番だった」と語りました。市民が精神状態の判断をする審理は難しいことが伺えます。

○八戸市強姦致傷等事件（9例目）

女性に性的暴行を加えようとしてけがを負わせ、同日に乗用車を無免許運転したとして強姦致傷と道路交通法違反の罪に問われた事件です。

(1) 裁判員選定手続き

当初100人の候補者でしたが20人を追加しました。82人に呼び出し状を送り、34人²³が出頭を求められました。選任手続きには27人が出頭しました。結果、裁判員男性4人、女性2人と補充裁判員2人が決定しました。

(2) 裁判員裁判—公判—

起訴内容に争いはなく、量刑が争点となりました。

・公判のスケジュール

8月24日 選任手続き、

8月25日 第1回公判

8月26日 第2回公判

8月27日 第3回公判

判決：懲役4年6月（求刑同6年）⇒仙台高等裁判所へ控訴

・検察・弁護側の主張

弁護側は乱暴行為が未遂であり、弁償金の一部を支払い、更生の意欲があることから懲役3年を求めました。検察側は暴力や脅迫で性欲を満たそうとし、執行猶予中の再犯であったことから懲役6年を求めました。

・判決

「身勝手な気持ちを抑えきれず暴行・脅迫を加え、強姦しようとした卑劣な犯行」として懲役4年6月を言い渡しました。裁判長は判決理由で「被害者が受けた精神的苦痛はと

²³ 病気や仕事などの理由で辞退した人を除く。

でも大きく被害感情はいまだ癒されていない」としました。深夜に被告の自宅にあがったことに対して「分別ある年齢の女性の行動としては軽率であった」としました。判決はその後、仙台高裁に控訴となりました。

(3) 裁判後の記者会見

青森地裁で記者会見に応じたのは男性2人、女性1人でした。公判中に被告人が土下座したことに触れて、「びっくりしたが、精一杯の反省の表現だと思う」、「悪いことをしたという思いに対して、誠意を見せたのだろう」と発言しました。弁護側が控訴の意向を示したことに対して「控訴は被告の権利。本人の意思を尊重するべきだ」としました。

○黒石市強姦致傷事件（10例目）

女性に乱暴しようとして重傷を与え、強姦致傷罪に問われた事件です。

(1) 裁判員選定手続き

青森地裁は支障なく選任手続きを行うために、20人を追加した120人を候補者とししました。87人に呼び出し状を送り、32人²⁴に出頭を求め27人が出頭しました。裁判員男性2人、女性4人と補充裁判員2人が決まりました。

(2) 裁判員裁判—公判—

起訴内容に争いはなく、量刑が争点となりました。

・公判のスケジュール

8月30日 選任手続き

8月31日 第1回公判

9月1日 第2回公判

9月2日 第3回公判

判決：懲役10年（求刑同10年）⇒確定

・被害者参加制度

公判に被害女性は出廷せず、代理人弁護士は「被告に攻撃的な性衝動は根深く、矯正不可能」と語り、被害女性の手紙を代読し、「悲しみより憎しみが大きい。病院で意識が戻ったときは、生きていたことがうれしかった。被告は県内からいなくなって欲しい」などという内容を法廷で発言しました。また、求刑意見では「刑法上可能な限り最長の刑を望む」としました。

・県内初の実物証拠

公判では検察側が被害者の血だらけの衣服を裁判員に公開しました。白い手袋をはめた男性検察官が裁判員の席に歩み寄り、生々しく残った多量の血痕を示したところ、実物の

²⁴ 病気や仕事などの理由で辞退した人を除く。

証拠を見た裁判員はうつむき、法廷内は張り詰めた雰囲気になったそうです。検察側は実物の証拠の開示に対して、被告人が性犯罪の前科があり被害者に重傷を負わせたことをあげ、適正な処罰のために被害の程度がどれだけだったのか裁判員に体感してほしいと話しました。

・検察・弁護側の主張

弁護側は犯行が未遂で最悪の状況は回避され、被告人が弁償の為に社会復帰を望んでおり更生できるとして、更生に適切な判決を求めました。検察側は犯行が、計画的で執拗な暴行や証拠隠滅を図ったことをあげ悪質とし、被害者が重傷を負った結果は重大であり、被告人のゆがんだ女性像は根深いとして懲役10年を求めました。

・判決

「犯行態様は悪質で再犯のおそれは強い」として懲役10年を言い渡しました。裁判長の判決理由では「被害者を人間として扱っておらず、猟奇性さえうかがわれる」、「10年は長いと感じるだろうが、罪の重さを認識し、意味のある10年になるよう努力し続けてほしい」と話しました。判決はそのまま確定となりました。

(3) 裁判後の記者会見

青森地裁で取材に応じたのは裁判員と補充裁判員全員でした。被告人が受けた「性犯罪者処遇プログラム²⁵」について「プログラムは無意味」、「もっと社会が目を向けるべきだ」と指摘しました。実物の証拠の開示について「衝撃的だった。どんなに痛かったか、怖かったか・・・」、「写真よりも実物のほうが、ひどいことをされたことがよくわかった」と話しました。被害者の手紙を代読した場面について「代読でも十分に被害者の感情が伝わった」、「涙が出そうになった。被害者には一日も早く立ち直してほしい」と話しました。

代理人弁護士は取材に応じ、量刑に関して「15～20年が相当と感じていたため、10年でも短いと感じる。求刑意見で具体的な数字を述べれば、裁判員に分かりやすかったかもしれない」と語り、不満な結果に終わったといえます。

今回の例では、被害者側が加害者側に損害賠償を請求することを認め、有罪判決時に迅速な被害回復を図る「損害賠償命令制度²⁶」が利用されました。判決後に被害者側と被告側の主張を聴く審尋が非公開で青森地裁でありました。1日で審理を終え、青森地裁が賠償命令を出します。関係者によると、審尋には被害者の代理弁護士や被告人が出席しました。裁判員は加わっていません。

○青森市強盗致傷等事件（11例目）

集合住宅で下着を盗み、女性警官に暴行を加えて強盗致傷と公務執行妨害の罪に問われた事件です。

²⁵ 性犯罪者再犯防止のための体系的・科学的なプログラム。（法務省HPより）

²⁶ 刑事事件を担当している裁判所が、犯罪被害者等による損害賠償請求という民事上の請求についても、刑事損害賠償命令事件として審理する制度。（法テラスHPより）

(1) 裁判員選任手続き

裁判員候補者 78 人に呼び出し状を送り、31 人²⁷に出頭を求め、27 人が出頭しました。裁判員男性 5 人、女性 1 人と補充裁判員 2 人が決まりました。

(2) 裁判員裁判—公判—

弁護側は起訴内容に争いはありませんでしたが、強盗致傷ではなく窃盗と傷害の罪としました。裁判で争点となったのは適用罪名と量刑です。

・公判のスケジュール

10月5日 午前：選任手続き、午後：第1回公判

10月6日 第2回公判

10月7日 第3回公判

10月8日 第4回公判

判決：懲役3年、保護観察付き執行猶予5年（求刑懲役5年）⇒確定

・検察・弁護側の主張

弁護側は強い暴行がなかったとして強盗致傷罪を否定しました。検察は求刑で懲役5年を求めました。

・判決

強盗致傷罪を適用しました。「被告の立ち直りに期待する家族の熱意に懸け、今回に限り刑の執行を猶予する」として懲役3年、保護観察付き執行猶予5年を言い渡しました。判決はその後確定となりました。

(3) 裁判後の記者会見

公判中には鋭い質問があった今裁判ですが、青森地裁主催の記者会見には1人も応じませんでした。裁判所側も裁判員経験者に会見の参加を求めているようですが、今回の記者会見で県内2回目の会見参加者ゼロという結果になりました。

○青森市現住建造物等放火事件2（12例目）

自殺しようとして自宅の押し入れに放火しその一部を焼いたとして、現住建造物等放火事件に問われた県内12例目の事件となります。

(1) 裁判員選定手続き

呼び出し状が送られたのは78人、33人²⁸に出頭を求めましたが、姿を現したのは24人となりました。裁判員男性2人、女性4人と補充裁判員2人が選ばれました。

²⁷ 病気や仕事などの理由で辞退した人を除く。

²⁸ 病気や仕事などの理由で辞退した人を除く。

(2) 裁判員裁判—公判—

検察・弁護側に起訴内容の争いはなく、争点は量刑のみとなります。

・公判スケジュール

10月13日 午前：選任手続き、午後：第1回公判

10月14日 第2回公判

10月15日 第3回公判

判決：懲役3年、保護観察付き執行猶予4年（求刑懲役4年）⇒確定

・裁判員の様子

公判の中で、裁判員が涙ぐんで被告人に質問をする場面がありました。判決後に弁護側が述べた感想では、裁判員裁判になることで社会的に弱い立場の被告への配慮が大きくなると感じたそうです。

・検察・弁護側の主張

弁護側は、被告人が更生に前向きなことや家族の支援をあげ、さらに被告人が精神的障害をもっていることから執行猶予の判決を求めました。検察側は周辺への被害の危険があり、以前も自殺未遂があったことから再犯の可能性も高いとして懲役4年を求めました。

・判決

家族や隣家に被害が及ぶ可能性のある危険な行為とし、精神的障害による責任能力への障害や家族の支援などをあげ懲役3年、保護観察付き執行猶予4年を言い渡しました。判決はそのまま確定しました。

(3) 裁判後の記者会見

男性2人、女性3人が記者会見に出席しました。裁判が進むにつれて心境の変化が起こり、不安な気持ちから被告人のためを考えるようになったと語りました。また、精神障害に対する関心が高まり、裁判員用の専門用語の資料がほしいと要望しました。

○青森市偽造通貨行使事件（13例目）

青森市と盛岡市で偽札を使用し、偽造通貨行使の罪に問われた2人の被告人の裁判員裁判となります。この事件にはもう1人、暴力団組員が関わっていました。

(1) 裁判員選定手続き

呼び出し状を送ったのは83人、選任手続きへの参加を求めたのは42人²⁹、実際に出席したのは36人となります。裁判員男性3人、女性3人と補充裁判員2人が決まりました。

²⁹ 病気や仕事などの理由で辞退した人を除く。

(2) 裁判員裁判—公判—

起訴内容に争いはなく、量刑が争点となります。

・公判のスケジュール

10月22日 選任手続き

10月25日 第1回公判

10月26日 第2回公判

10月27日 第3回公判

判決：懲役4年（求刑同6年）、没収³⁰⇒確定

・検察・弁護側の主張

弁護側は、被告人が反省をしており、社会内での更生の為に執行猶予の判決を求めました。一方、検察側は通貨の信用性を害したとして被告人2人に懲役6年を求刑しました。

・判決

今回の犯罪は、通貨の信用性を害する点で悪質かつ重大であり、準備に手が込んでいて悪質としました。また、模倣犯の抑止のために懲役4年の実刑を言い渡し、確定しました。

(3) 裁判後の記者会見

裁判員経験者3人と補充裁判員2人が記者会見に参加しました。記者会見で男性裁判員経験者が、被告人2人の意見の食い違いは被告人質問をすることで理解しやすかったと語り、今回は複数の被告人を同時に審理することに障害はなかったといえます。

○青森市強盗殺人等事件（14例目）

青森市で被害者を殺害し、金品を奪ったなどして強盗殺人、住居侵入、詐欺、窃盗罪に問われ併合して審理が行われました。青森県では初めての殺人事件の裁判員裁判となります。

(1) 裁判員選定手続き

手続きへの参加を求められたのは38人³¹で、そのうち30人が出席しました。裁判員男性1人、女性5人と補充裁判員2人が決まりました。

(2) 裁判員裁判—公判—

事件についての事実関係に争いはなく、強盗殺人が成立するかが争点となります。裁判では被害者参加制度が適用されました。

・公判のスケジュール

³⁰ 付加刑。偽1万円札3枚。

³¹ 病気や仕事を理由に辞退を認めた人を除く。

11月16日 選任手続き
11月17日 第1回公判
11月18日 第2回公判
11月19日 第3回公判
11月22日 第4回公判

判決：無期懲役（求刑無期懲役）⇒確定

・被害者参加制度

青森県の裁判員裁判で初めて、被害者参加制度を利用した遺族が代理人を立てずに意見を述べました。そして被害者の遺族は被告人に極刑を求めました。遺族は、被害者の死に対する思いを語り、涙を見せる裁判員もいました。

・裁判員の様子

検察側が被害者の遺体写真をモニターに映しました。その際、検察官は精神的負担に配慮してあらかじめ内容を説明しました。それでも裁判員にはかなりの衝撃を与えた様子が見られたそうです。また、詳細に説明をされる殺害方法に法廷内は張りつめました。被告人質問では裁判員全員が質問しました。

・検察・弁護側の主張

弁護側は盗んだ金品が少ないことなどから、盗みの意志は殺害後に生じたとして殺人と窃盗の併合罪として有期懲役を主張しました。検察側は金品強奪の為に殺害したとして強盗殺人罪を適用し、無期懲役を主張しました。

・判決

裁判所は殺害時に金品の強奪意志があったとして強盗殺人罪を認め、動機が身勝手として無期懲役を言い渡し確定しました。この判決は青森県の裁判員裁判で最も重いものとなります。

(3) 裁判後の記者会見

記者会見の中で、裁判中に公開された遺体写真について問われ、必要であるが精神的負担になったと語りました。また、殺人事件の審理に関わったことに関して、会見に応じた1人は胃薬を飲むこともあったそうです。男性補充裁判員経験者の中には、最後まで自分が人を裁いているのか疑問が残った人もいました。

○青森市偽造通貨行使事件2（15例目）

青森県裁判員裁判13例目事件の共謀者の裁判員裁判となります。被告人は偽造通貨行使罪に問われました。

(1) 裁判員選定手続き

裁判所が出頭を求めたのは 37 人³²で、当日は 30 人が姿を見せました。手続きの結果、裁判員男性 5 人、女性 1 人と補充裁判員 2 人となりました。

(2) 裁判員裁判—公判—

被告人は起訴内容を認め、量刑が争点となります。

・公判スケジュール

11 月 24 日 午前：選任手続き、午後：第 1 回公判

11 月 25 日 第 2 回公判

11 月 26 日 第 3 回公判

判決：懲役 6 年（求刑同 8 年）⇒確定

・検察・弁護側の主張

弁護側は事件の犯行者間に上下関係はなく、それぞれが重要な役割を担っていたことなどから主導者ではないとし、被害弁償がすんでおり暴力団との関係も絶ったことなどから寛大な判決を求めました。検察側は被告人が偽札を要求したことや取り分が最も多かったことなどをあげ、事件の首謀者であることは明白として懲役 8 年を求刑しました。

・判決

判決では、被告人は犯行を行う上で共犯者と比べ重要な役割を担っており、手を汚さずに利益を得ようとしたことを指摘しました。社会に軽視できない影響を与えたとして懲役 6 年を言い渡し、判決はその後確定しました。

(3) 裁判後の記者会見

会見で裁判員経験者の男性は、法廷での材料と裁判長の助言だけで量刑を判断したと話しました。

○十和田市殺人事件（16 例目）

十和田市で被告人は、借金などの問題を起こす父親を殺害し殺人罪に問われました。青森県で 2 例目の殺人事件の裁判員裁判となります。

(1) 裁判員選定手続き

呼び出し状を 91 人に送り、32 人³³に参加を求めましたが、参加したのは 24 人となりました。選ばれた裁判員は男性 2 人と女性 4 人、それと補充裁判員が 2 人となりました。

(2) 裁判員裁判—公判—

被告人は起訴内容を認め、量刑が争点になりました。

³² 病気や仕事などを理由に辞退を認めた人を除く。

³³ 病気や仕事などを理由に辞退を認めた人を除く。

・公判スケジュール

12月3日 選任手続き
12月6日 第1回公判
12月7日 第2回公判
12月8日 第3回公判
12月9日 第4回公判

判決：懲役7年6月（求刑同13年）⇒仙台高等裁判所に控訴

・検察・弁護側の主張

弁護側は、長年の父親をめぐる家族問題を苦しめたのであって動機は短絡的でなく、再犯の可能性もないとして3年以下の懲役で執行猶予を付けるのが相当と主張しました。検察側は被告人が父親の問題の煩わしさから逃れるために、短絡的な動機で殺害し、その方法も冷酷で反省もしていないとして懲役13年を求めました。

・判決

被害者には落ち度はなく、被告人の自分勝手に短絡的な犯行で責任は重大としました。しかし自首しており、被告人の家族が処罰を望んでいないとして懲役7年6月を言い渡しました。判決はその後、仙台高裁に控訴となりました。

(3) 裁判後の記者会見

求刑よりも軽い量刑判断について、記者会見では父親の問題に悩んでいた被告人の心情や家族の意見に対する理解が見られました。そして家族のいろんな思いを酌んで判断することの難しさを語りました。議論は客観的にできたそうです。

○三沢市強盗傷害等事件（17例目）

被告人2人がもう1人と共謀し被害者に暴行を加えるなどして強盗傷害、住居侵入に問われた事件の裁判員裁判です。2人は首謀者とされる暴力団関係者から犯行を請け負いました。

(1) 裁判員選定手続き

裁判所が87人に呼び出し状を送付し、出頭を求めたのは37人³⁴です。当日は36人が姿を見せました。手続きの結果、男性3人、女性3人の裁判員が決まりました。補充裁判員は2人となります。

(2) 裁判員裁判—公判—

量刑が争点となります。

・公判スケジュール

12月13日 午前：選任手続き、午後：第1回公判

³⁴ 病気や仕事などを理由に辞退を認めた人を除く。

12月14日 第2回公判

12月15日 第3回公判

12月16日 第4回公判

判決：懲役8年（求刑同8年）⇒仙台高等裁判所に控訴

・検察・弁護側の主張

弁護側は、首謀者に犯行を直接頼まれて断れない状況にあったとして寛大な判決を求めました。検察側の主張は、金銭目的で実行役を請け負って積極的に犯行に加担したことから、首謀者との関係は従属的でないとして懲役8年を求刑しました。

・判決

判決では暴力団関係者との従属的關係を認めましたが、その責任は重く前科があつて再犯の可能性も高いとして懲役8年を言い渡しました。判決は仙台高裁に控訴となりました。

(3) 裁判後の記者会見

男性2人が会見に応じました。会見によると、13日に暴力団が絡む事件と説明を受けた際に気がかりだったそうですが、裁判が進むにつれて身の危険は感じず先入観を持たないで審理できたと語りました。

○青森県裁判員裁判判決の控訴審

2010年に行われた控訴審は、1例目と7例目、8例目の判決の控訴審となります。1例目の控訴審は1月20日に仙台高裁で開かれ、判決は2月17日の予定でした。しかし弁護側が新たな証拠を提出し、裁判官2人が入れ替わったことから3月10日に判決は延期されました。その日の判決では、1審判決の量刑は重すぎないとして控訴を棄却、青森地裁判決を支持しました。2審判決を不服として上告しましたが、最高裁判所は6月22日付で棄却する決定をして判決は確定しました。

7例目の控訴審は12月16日に判決が言い渡されました。判決では懲役3年と保護観察付き執行猶予5年を言い渡しましたが、これは青森県内裁判員裁判では初めての1審判決破棄となりました。1審後に被告人は追加慰謝料を払い、被害者の目を傷つけたことからアイバンクへの登録もしました。刑事責任は重いとしながらも仙台高裁は、反省していることや被害者側が執行猶予を求めていることから更生の機会を与えることが相当としました。ただ、1審判決は重過ぎないという考えのようです。これに対して裁判員裁判経験者の1人は、1審判決は間違っていないが、その後反省を深めたことがうかがえたので控訴審には納得したと話しました。

8例目の控訴審の判決は12月22日にあり、懲役2年と保護観察付き執行猶予5年を言い渡しました。近隣住民が処罰を求めておらず、母親が被告人を監督する意思を示したことから、仙台高裁は被告人の更生環境が1審判決後に整ったとし、1審判決は適当としました。1審での裁判員経験者の男性は、願っていた方向に向かったとして控訴審判決を受け入れていました。

7・8例目の控訴審に対する識者の見解は、ともにぎりぎり実刑になったことから被告人に有利な状況が増えれば執行猶予がつく可能性は高いこと、市民感覚を反映した1審を不

当としていないので1審の意義を否定していないといったものでした。

4. 考察

選任手続きへの出席義務があったにもかかわらず欠席した人数は、青森県裁判員裁判17例目の時点で95人となります。呼び出し状には選任手続きに出席しないと過料が科せられることを記載していることから、一般市民の中には裁判員制度参加への積極性が著しく欠けている人がいることが分かります。欠席者に対して過料の決定がされていないことは欠席者が増える原因になるかもしれませんが、裁判所側も裁判員制度が始まったばかりのこの時期に一般市民に義務感を植えつけるような罰則の適用は避けたいのかもしれませんが。裁判員経験者が裁判員制度を「いい経験になった」とする記事がありますが、これは裁判員制度に対する市民の受け入れととれる一方、このような記事が大きく、頻繁に取り上げられると、市民の制度への否定的な意見を軽視しやすくなると捉えることもできます。

性犯罪に関する裁判官のみの判決を見てみると、2008年4月以降から2010年3月までに言い渡された判決では強姦致傷は懲役3年から5年、強制わいせつ致傷は懲役3年以下の執行猶予付きの判決が多いという結果となります。県内の強姦致傷が2例、強制わいせつ致傷が1例と、比較するには少ない事例数ですが、厳罰化の傾向にあるといえそうです。この結果に被害者参加制度の影響がどう関わってくるのかは明確ではありませんが、裁判員裁判の記者会見の発言から、なるべく公平な判断をした結果であると思われます。また、裁判員経験者へのアンケートで半数以上の経験者が「疑わしきは被告人の利益に」などの刑事裁判の原則について説明がされていたと答えたからです。裁判員経験者が被害者に同情する一方で、被告人の反省の態度も認める様子が見られたというのも理由として挙げられます。つまり、裁判員がどちらか一方に肩入れしているわけではないようです。東京高等裁判所開催の裁判官意見交換会³⁵では、一般市民は思ったよりも冷静に評議しており、賢いという感想をもったという内容がありました。

東京高等裁判所開催の裁判官意見交換会によると、裁判員が犯罪事実以外である事件の経緯や普段の人物像について質問をしたとあり、青森県内13例目の裁判員裁判では「青森で大きなニュースになっていたことをしっていたか」という質問がありました。また、一部の評議では裁判官による誘導があったそうですが、裁判員制度HPの裁判員経験者へのアンケートでは評議は充実したものであったという意見が大半となっていました。以上から民意の反映は行われている可能性はあるといえそうです。しかし、具体的にどのように判決に結び付いたかは定かではありません。

最後に、2010年10月末までの全国の裁判員裁判の量刑と県内の裁判員裁判の量刑を比較してみると、ほとんどの裁判で極端な違いはありませんでした。青森県内の裁判員裁判の量刑を見てみると、求刑通りの刑が言い渡されたのが4件、そのほかの裁判員裁判の量刑の平均は求刑の7割程度となりました。「求刑の八掛け³⁶」という量刑相場からみても、厳罰化に逆らう流れとなっているといえます。

³⁵ 裁判員制度HPより。

³⁶ 刑事裁判において有罪判決を言い渡す際、その犯罪類型・態様によっておおよその量刑が定まる実務上の慣行。一般的に「求刑の八掛け」と言われる。

おわりに

裁判員裁判が初公判から判決までそう時間がかからないとはいえ、1年たった今でも判決数は多くはないといえます。今回の調査を行っていろいろな問題点が見えてきましたが、それらに対していかに対策や改善がなされ解決していくのかということについては、今後類似の裁判が行われるのを待つところです。

2011年になるとさらに裁判員経験者が増えていくことでしょう。そうした時に裁判員経験者が、裁判員裁判以外の場でどのような活動を広げていくのか気になるところです。裁判員制度が社会に与える影響を見過ごすわけにはいかないでしょう。

日本の裁判員制度はまだ始まったばかりです。歴史の浅いこの制度が、今後どのように発展していき、一般市民の間に浸透していくのか。今後も、長い目でじっくりと見続けていくことが必要だと考えられます。

参考文献・ウェブサイト：

市川正人・酒巻匡・山本和彦『現代の裁判[第5版]』（有斐閣、2008年）

木佐茂夫・宮澤節生・他『テキストブック 現代司法[第5版]』（日本評論社、2009年）

裁判員制度 HP（最高裁判所） <http://www.saibanin.courts.go.jp/>

裁判所 HP <http://www.courts.go.jp/>

日本新聞協会 HP <http://www.pressnet.or.jp/>

法テラス HP <http://www.houterasu.or.jp/>

法務省 HP（平成18年度版 犯罪白書 6編4章4節） <http://www.moj.go.jp/>

東奥日報（2010年）



2010年の青森県裁判員裁判

裁判 (判決日)	起訴罪名	求刑	判決	出頭率 ³⁷	裁判員の構成 (男,女)	控訴
3 例目 (3/26)	強盗傷害	懲役 7 年	懲役 4 年 6 月	31/35 (88.5%)	4,2	無
4 例目 (4/22)	危険運転致死 傷	懲役 7 年	懲役 5 年 6 月	28/36 (77.7%)	5,1	無
5 例目 (5/20)	現住建造物等 放火未遂	懲役 3 年	懲役 3 年、保護観察 付き執行猶予 5 年	25/27 (92.5%)	4,2	無
6 例目 (6/17)	強制わいせつ 致傷、強姦未遂	懲役 5 年	懲役 3 年 6 月	27/33 (81.8%)	2,4	無
7 例目 (6/24)	強姦傷害	懲役 5 年	懲役 3 年	29/33 (87.8%)	1,5	有 (破棄)
8 例目 (7/15)	現住建造物等 放火	懲役 4 年	懲役 1 年 6 月	30/35 (85.7%)	5,1	有 (破棄)
9 例目 (8/27)	強姦致傷、道路 交通法違反	懲役 6 年	懲役 4 年 6 月	27/34 (79.4%)	4,2	有
10 例目 (9/2)	強姦致傷	懲役 10 年	懲役 10 年	27/32 (84.3%)	2,4	無
11 例目 (10/8)	強盗致傷、公務 執行妨害	懲役 5 年	懲役 3 年、保護観察 付き執行猶予 5 年	27/31 (87.0%)	5,1	無

³⁷ 選任手続きへの出席人数／出席義務者数。カッコ内は小数点第 2 以下を切り捨て。

裁判 (判決日)	起訴罪名	求刑	判決	出頭率 ³⁸	裁判員の構成 (男,女)	控訴
12 例目 (10/15)	現住建造物等放 火	懲役 4 年	懲役 3 年、保護観察 付き執行猶予 4 年	24/33 (72.7%)	2,4	無
13 例目 (10/27)	偽造通貨行使	懲役 6 年	懲役 4 年、没収	36/42 (85.7%)	3,3	無
14 例目 (11/22)	強盗殺人、住居侵 入、詐欺、窃盗	無期懲役	無期懲役	30/38 (78.9%)	1,5	無
15 例目 (11/26)	偽造通貨行使	懲役 8 年	懲役 6 年	30/37 (81.0%)	5,1	無
16 例目 (12/9)	殺人	懲役 13 年	懲役 7 年 6 月	24/32 (75.0%)	2,4	有
17 例目 (12/16)	強盗傷害、住居侵 入	懲役 8 年	懲役 8 年	36/37 (97.2%)	3,3	有

³⁸ 選任手続きへの出席人数／出席義務者数。カッコ内は小数点第 2 以下を切り捨て。

2009年の青森県裁判員裁判

裁判 (判決日)	起訴罪名	求刑	判決	出頭率 ³⁹	裁判員の構成 (男,女)	控訴
1 例目 (9/4)	強盗強姦、住居侵入、窃盗、窃盗未遂	懲役15年	懲役15年	34/39 (87.1%)	5,1	有(棄却)、上 告(棄却)
2 例目 (11/19)	住居侵入、窃盗、強 盗致傷	懲役8年	懲役6年6月	28/34 (82.3%)	4,2	無

³⁹ 選任手続きへの出席人数/出席義務者数。カッコ内は小数点第2以下を切り捨て。

第2節 シンポジウム「裁判員裁判の体験」

長尾佳織

はじめに

2010年10月23日に弘前大学で、裁判員裁判の実施から1年余りが経過した今、市民の視点から、裁判員裁判の実情を、何らかの関与した体験にもとづいて探るといふ趣旨のもと、「裁判員裁判の体験」というシンポジウムが開かれました。

元裁判官で弁護士の青木孝之先生のお話や、裁判員裁判経験者の皆さんのお話をもとに、このシンポジウムについて報告します。

1. 青木孝之先生の講演「裁判員裁判はわれわれに何をもたらすのか」

(1) はじめに

青木先生は大阪市出身で京都大学卒業後、司法試験に合格し、裁判官として福岡地裁、名古屋家裁などに勤務されていました。その後裁判官を任期満了の10年間で退官し、現在駿河台大学法科大学院の教授をされながら、東京弁護士会に登録し、弁護士としても活躍されています。

裁判員裁判については相対的・政策的賛成の立場であるとおっしゃっており、青木先生が実際に第1号事件¹を傍聴して感じられたことを次のように述べられています。

(2) 傍聴席からみた第1号事件

・警備と報道のあり方

警備体制については、入念なボディチェックが出入りのたびに行われるなどものものしい警備であったが、全国が注目する第1号事件であり、事柄の性質上やむを得ない、と述べられています。

報道体制については、マスメディアが法廷内で起こったことを忠実に再現するために人海戦術²を採り、人の出入りが激しく、裁判の主役であり名宛人の被告人が落ち着いて審理を受けられたのかどうか疑問が残ったと述べられています。

・裁判員の補充尋問

第1号事件では主尋問、反対尋問が終わった後、裁判長による10分間の休延が宣言され、裁判の流れが途切れる、肩透かしだ、という意見も挙げられていました。そのことについて青木先生は、おそらく審理の中身についていっただけで精一杯の裁判員にいきなりの尋問を期待するのは無理であり、いったん休憩をとり、証言内容や疑問点を整理・確認したうえで気になることがあれば証人に尋ねる、という段階を踏むことがこの第1号事件には不可欠だったと思うと述べられています。

¹ 2009年8月3日から6日に東京地方裁判所104号法廷において審理・判決された殺人被告事件

² 多数の人員を次々に繰り出すことによって物事を成し遂げようとするやり方（広辞苑）

・遺族の存在のインパクト

第1号事件では被害者の長男が情状証人として証言し、二男が被害者等意見陳述制度（刑法292条の2）により心情を述べ、さらに長男が被害者等参加制度を通じ弁論としての意見を陳述しました（同法316条の38）。これについて青木先生は、手続きの要所で被害者の遺族が登場することは、審理に独特の重みと緊張感を与えたと述べられています。

裁判員制度は訴追、弁護、裁判の3面構造それぞれに一般市民が存在することで、国家が刑罰権を独占・行使する近代主権国家の仕組みを先祖がえりさせ、人が人に刑罰を科すとはどういうことかを改めて考えさせる契機を内包しているのかもしれないとも述べられています。

・弁護活動は失敗したのか？

第1号事件では、懲役16年の求刑に対して15年の判決という従来の感覚からすると厳しい結果が出たことから、弁護方針に多少問題があったのではないかという声もあがっていました。しかし青木先生は、弁護人の法廷技術自体は立派なものであったと述べられています。満額に近い判決が出たのには幾つかの要因が重なっているが、特に被告人質問の内容について、他人事のように淡々と事件について語り、自分の都合を述べる被告人に対し、裁判員たちが冷ややかな眼を向けていたように感じたことと述べられています。

(3) 裁判員裁判施行1年余を経過して

青木先生はまず、遠隔地、地縁・血縁などの参加阻害要因について、人口が少なく誰が事件に関係しているかや、誰が裁判員に選ばれたなどが分かってしまうような地域では、周りの目を気にして参加を躊躇する可能性もあるとおっしゃっていました。その反面東京などの都市部ではそのような参加阻害要因については問題であるという実感はないとおっしゃっていました。

また、刑罰執行の実態に関する情報開示について、実際に事件に関わった裁判員の中には裁判のその後を知りたいという人もいれば、もう自分が関わった事件について知りたくないという人もいるため難しいとおっしゃっていました。

更生可能性・予後重視の傾向については、今までの法曹の考えを見直す契機になったのではないかと述べられていました。裁判員裁判で求刑についての考えに変化が出ることは良いことだと感じたそうです。

裁判員の負担については、審理の長さや守秘義務など、やはり軽いものではないと述べられ、評議室は地獄の釜の中という表現もされていました。

(4) 裁判員裁判がもたらすもの

青木先生は裁判員裁判がもたらすものとして、期待を込めて、「罪と罰に関する深い考察、それは、必ずやわれわれの社会の足腰を強く、まなざしを優しくしてくれる。」

「まともな自分たちと、非道な彼ら・彼女ら（被疑者、被告人）、あるいは気の毒な彼ら・彼女ら（被害者）という図式からの脱却。」

という表現をしていらっしゃいました。

プロ同士のごまかしができなくなるという意味で、ローク・リード教授³の、裁判員裁判は「レストランの調理場に客を入れたようなもの」という言葉も紹介してくださいました。

2. 弘前大学教員による報告

(1) 平野潔先生「青森県の裁判員裁判と学生傍聴活動」

報告が行われた2010年10月23日現在、青森県では12号事件まで終了しており、そのすべてが有罪の判決となっています。裁判員裁判による量刑の相場の変動については、従来の裁判が「求刑の八掛け」であり、この青森県の12例の平均を求めると従来の裁判と変わらず「求刑の八掛け」という結果になりました。また、性犯罪については4件中2件で求刑通りの判決が出たことから厳罰化傾向にあるといえます。さらに裁判員の質問などから被告人の更生基盤への強い関心があるということもうかがえたそうです。実際仕事をしている人よりも無職の人の再犯率が5倍近く高いともいわれているようで、そういった観点からも被告人が仕事をして社会復帰することに関心が高くなっているのではないかと思います。

学生による裁判員裁判傍聴について、傍聴による参加意識の変化は、参加してみたいというポジティブな変化よりも参加しにくくなったというネガティブな変化のほうが大きかったという結果が出ました。その理由は、実際に裁判を体験して「人を裁くこと」の責任の重さや、量刑の判断の難しさ、情に流されないかどうかという点にあるといえます。

裁判員裁判傍聴の意義として、実際に裁判員になったときにどのようにすればいいのか、どのように質問すればいいのかという不安を解消できる、そのために生の裁判を体験してみるべきと述べられていました。

(2) 宮崎秀一先生「中学・高校生から見た裁判員裁判～模擬裁判教室を通じて～」

宮崎先生は教育学部の「教育力向上プロジェクト」(＝通称「ラボバス・プロジェクト」)の「模擬裁判員裁判体験による法教育入門」について報告してくださいました。

このプロジェクトのねらいは、中学校社会科および高等学校公民科(現代社会、政治経済)における法に関する教育・学習を現実の裁判制度に即して展開することにより、知識面での習得のとどまらず、法の在り方を考える主体的態度と実際生活の中で活用する技術をも体得する、というもので、裁判員制度を踏まえ、生徒自身が刑事裁判の当事者を演じるロールプレイの手法を用いて法の適用の実際を体験的に理解する授業を展開しています。

模擬裁判教室は青森市・弘前市・八戸市・むつ市などの中学校や高校で実施され、あらかじめ用意されたシナリオに沿って有罪・無罪、有罪の場合の量刑、執行猶予の有無について裁判官と裁判員の評議・評決により生徒自身に判決を出させるという方法で行われています。模擬裁判の前後に、弁護士または大学教員が、近年の司法制度改革の概要と関連付けて法学習の意義を説くということも行われています。

³ アメリカの刑事弁護士であり、『アメリカの刑事手続』などの著書がある。

(3) 飯考行先生「裁判員を『よい経験』と感じるのはなぜか—弘前市民の裁判員裁判に対する見方を交えて」

最高裁判所の調査などで、裁判員に選ばれる前の気持ちはあまり参加したくなかった・参加したくなかったという意見が半数を超えていましたが、裁判員として裁判に参加した感想では非常に良い経験・良い経験と感じたという意見が9割を超えているという結果が出ています。裁判に参加して心理的な負担やストレスを感じたという人も半数を超える中良い経験と感じる理由は、普段はできない経験であること、成し遂げた達成感、参加した裁判の理解のしやすさ、などがあげられます。

また、2010年9月20日に行われた裁判員経験者交流会について、参加した経験者の感想として「他事件ではあっても同じ裁判員を経験した人と今回同じ場で語らうことで、気持ちが楽になった」、「裁判員たちは、例えて言えば山で一緒に遭難した者同士のような感情があり、いわば戦友と会いたい、という想いがある」など、裁判が終わってからの裁判員経験者同士の交流を求めている人が多いということを報告してくださいました。

3. 裁判員経験者との座談会

今回のシンポジウムの最後に、裁判員経験者の澁谷さん、山本さん、山口さん、講演をしてくださった青木孝之先生、弁護士の猪原健先生、弘前大学4年の朴愛美さんがパネリスト、飯考行先生がコーディネーターとなり座談会が行われました（座談会の模様は別紙参照）。主に裁判員経験者の皆さんに対する質問とその回答について報告したいと思います。

・裁判員に選ばれるまでと選ばれてからの気持ち

知識も少なく分からないことが多くて、やりたくないという気持ちのほうが強かった、自分に関係ないと思っていたなど、経験者の3名とも選ばれる前まではあまり裁判員裁判に積極的ではなかったということでした。しかし選ばれた後の気持ちについては選ばれたらもう気持ちを固めるしかない、決まった以上はやるしかないなど、覚悟を決めるしかないという気持ちだったとおっしゃっていました。

・裁判での質問について

山口さんは、プロが3人もいるし疑問に思うことがあまりなく、質問ではなく被告人に伝えたいメッセージのほうがあったと答えてくださいました。それに対して青木先生は、人によっては説教を好んでする人もいる、裁判員が伝えることは検察官や弁護士が言うより説得力があり、質問に限らず被告人に伝えたいことを述べてもいいのではないかとおっしゃっていました。

・守秘義務について

守秘義務で言えなくて苦しいこともあるが、逆に言わなくていいんだと楽に感じることもあったという意見や、どこまでが守秘義務なのかかわからないという意見があげられました。それについて青木先生は、守秘義務に基準がないのはおかしいのではないかと、常識の範囲という曖昧な基準ではなく何らかの明確な基準を作るなどの対応・対策が必要なので

はないか、とおっしゃっていました。

・裁判員同士の交流について

経験者の3名ともが自分と同じ事件に関わった人たちとまた会いたいと思う、とおっしゃっていました。山本さんは、自分と同じ事件に関わった人とは会いたいが、逆に自分の関わった事件でいっぱいばいで、他の事件に関わった人の話を聞くのは重過ぎるかもしれないという意見も述べられていました。

・裁判員裁判を経験しての犯罪者への考えの変化について

経験者の3名とも変わったと述べられていました。犯罪者の生い立ちやどうして犯罪をしてしまったのかまで考えるようになったという意見や、犯罪は遠いものではなく、誰もが持つ負の感情の延長で起こりうる身近なものであると感じたという意見があげられました。

・裁判が終わった後の心の負担について

澁谷さんは、負担はあるがそれがあるからこそ深く考えることができる、とおっしゃっており、またその負担を軽くするために同じ事件に関わった仲間に出会えばいいのではないかと述べられていました。経験者の3名とも負担は感じていたそうですが、単にマイナスではないということをおっしゃっていました。

・弁護士側として裁判員裁判で気をつけていること

猪原先生は、モニター・紙など視覚に訴えるものを使うことや、手錠をしていない姿を見せることで無罪推定をアピールするなどがあるとおっしゃっていました。被告人の反省を理解してもらうようにできるだけアピールすることも重要であると述べられています。

4. おわりに

今回このシンポジウムに参加して、青木先生の講演や裁判員経験者のみなさんとの座談会など、大変貴重なお話を聞くことができました。様々な立場からの裁判員裁判に対する意見や感想を聞くことができ、今までよりも裁判員裁判についての理解を深められたのではないかと思います。裁判員裁判について自分なりに思っていたことと、実際経験した方の感想に違いがあったり、初めて知るようなこともあり、このシンポジウムに参加したことはとても良い経験になったと思います。

もし自分が裁判員に選ばれる時がきたら、今回のみなさんのお話を踏まえ、参加してみたいと思いました。また、裁判員経験者同士のネットワークが求められていることから、これから増えていけば、裁判員裁判への理解も深まり、よりよい裁判員裁判へつながるのではないかと思います。

最後になりましたが、大変お忙しいなか講演をしてくださった青木孝之先生、座談会に参加してくださった猪原健先生、裁判員経験者のみなさま、本当にありがとうございました。

参考文献・URL

青木孝之「傍聴席からみた第1号事件」法学セミナー660号（2009）

最高裁判所 HP <http://www.courts.go.jp/>

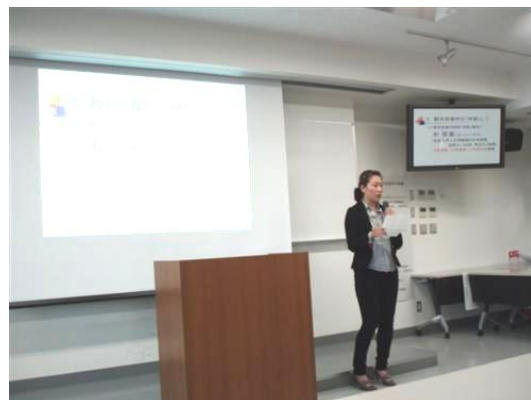
裁判員経験者ネットワーク HP <http://saibanin-keiken.net/>



青木孝之教授・元裁判官のご講演



宮崎教授のご報告



朴さんの裁判員裁判傍聴体験談



裁判員経験者、青木教授、猪原弁護士、朴さんを交えた座談会

シンポジウム「裁判員裁判の体験」座談会

2010年10月23日（土）弘前大学人文学部校舎4階多目的ホールにて

パネリスト：裁判員経験者：澁谷友光、山本一恵、山口文夫

青木孝之（駿河台大学法科大学院教授、弁護士、元裁判官）、猪原健（弁護士）、朴愛美（弘前大学人文学部）

コーディネーター：飯考行（弘前大学人文学部准教授）

飯： まず、裁判員に選ばれるまでのことをお伺いしたいと思います。

裁判員になりたくないという市民の声が多いという調査結果が出ているのですが、みなさんの場合はそもそも裁判員制度というものをご存じだったのか、あるいは務めてもいいと思われていたのか、実際に選ばれてどう思われたのか、これはしまったなと思われたのか、これはいい経験ができると思われたのか、そのあたりの選ばれる前と選ばれた直後のことについてお話を伺えますか。

澁谷： はい。私は青森県の裁判員裁判の1例目だったんですね。去年の9月の裁判員裁判でありました。

まず、候補者通知が来たのが、その前年の2008年の12月でした。そのときには、やはりしきりにニュースや様々な報道で、裁判員制度が始まるということが流されていきましたので、裁判員制度が始まることについては知っていましたけれども、まさか自分がその裁判員に選ばれるということは思ってもみませんでしたし、候補者通知が来た時でも、これはそれまでの、ここまでの話だという風にしか考えていませんでした。

ですので、なりたいたくなくないかという質問なんですけれども、やはり正直なところ、やはり仕事もあるし、やっかいな働きなので、やりたくない思いも強かったんじゃないかなという風に思います。その制度がどういうものか、まず分からないというのがやはりそのひとつの要因だと思うんですね。何をしたらいいのか、どんな責任があるのかというのは、まだまだ届いてなかったもので、私が聞いてなかったのかもしれないけれども、出ていなかったもので、やりたくないという気持ちが生じる原因の一つだったかもしれません。

そんな私にまた、2010年の7月の時点で、9月の裁判員の中に選ばれていますので、9月には来てくださいという通知が来まして、非常に焦りましたね。やはりすぐにはやりたくないという気持ちが手伝ってか、やはりそこに行ったとしても、6人ないし9人の、補充裁判員を入れても10人なので、自分が選ばれることはないのだろうと思っていました。しかし私が選ばれてしまったんですね。選ばれてしまったらやはりある意味気持ちを固めるしかないもので、その役割に徹していくということを意識しました。その中でやはり裁判員としてその務めをしていく中において、これは本当に貴重な体験であるとともに、大切な役割なんだということを感じていった経験でした。

山本： 制度がスタートするという事は、主婦なのでワイドショーで繰り返し繰り返し見ていたので知っていました。正直 1 例目は当たらなくて良かった。性犯罪ということで、その時は正直なところ、性犯罪に関しては私は断りたいというのがあって、断れないことにはなっていると思うんですけど。

ちょっと無理だなあと思っていたんです。それでも 12 月で任期が切れる、確かそうだったと思うんですけど、もうたぶん 12 月の任期の間には来ないなと思っていたところに呼び出し状があって、こういう事件を自分が裁くんだなと。

呼び出し状が来て、その時に職場に、ちょうどアルバイトもしていましたので、「行って、選ばれたら 3 日間休みをください、選ばれなかったら仕事を入れてください」と、そんな話をしながら、選ばれたら仕事が減るなあみたいなことを思いながら。青森に呼び出しがあって行った時には、なんとなく私に当たるなあというような勘みみたいなものもありました。

山口： 澁谷さんと山本さんと同様にその制度が始まるということは、テレビや新聞で見えて知っていました。その後、自分ではまず関係ないだろうな、当たれば大変だな、やんきゃいけないだろうな、という風に第三者として見ていたのは事実です。

それが、自分に 2 月ごろかな、最初の通知が来て、最初の通知が来た時点では結構な人数の方に送るということだったので、まずその時点では安心していました。次は来ないだろうと。

それからまた 6 月ごろだったかな、呼び出し通知が来たときには、愕然としました。その時点で裁判所に行ってから決まることでしたので、腹を決めて行ったわけで裁判所に着いて、最初に番号札みたいなものをもらうんですよ。その番号札ももらった順番で席に並んだんですけども、私は 12 番という札をもらって、一番後ろの席にいたんですよ。ですから私の前のほうにみなさんが座っているのがずっと見えたんです。

私のときには約 36 名の方が呼び出しで来ていました。前から 6 列の横に 6 列で見えていたんですけども。

説明があって、いろいろ見ながら、休憩もはさんだりして、その後に候補者が決まりますと、番号が呼ばれたときに、もう自分ではないと思っていたので、自分の番号が呼ばれたのは全然聞いてなかったんです。私の隣の方は 18 番だったんですけど、この方の番号だけは聞こえたんです。当たったんだなあと思って、女性の方だったんですが、その方を見てふーんと思って。

その後最後もう一度繰り返しますと言ったときに 12 番が入っていたんです。今 12 番って言ったよなあと思って、18 番の方がまた呼ばれたので、そちらの方に 12 番って言いましたよねと確認したら、はいと言われて、その時点でもう決まった以上はやるしかないという状態で、それが裁判員に選ばれた時の自分の気持ちです。

飯： ありがとうございます。

山本さんのアルバイト先の反応はいかがでしたか。理解を示されていましたか。

山本： まだめずらしさというか、その封筒が来たこと自体、私がすごい人のような感じで。すごく快く OK してくれました。

飯： ありがとうございます。

裁判員を選ぶ過程で、弁護士と検察官・裁判官、面接のようなものがあります。弁護士・検察官は理由を示さずに、何人かこの人は裁判員になって欲しくないと言える制度があるのですが、その辺は猪原さん、現状はどうなっているのでしょうか。どのような人が落とされているのでしょうか。

猪原： 理由なき不選任請求権という権利があるんですけども、理由を示さないということですから、はっきりとご遠慮願うという前に、弁護士としては不選任請求をしたかどうかということをはっきりと示さなくてはならないという先生方もいらっしゃいます。

私の方でいえば2件のうち1件で不選任請求いたしました。これは八戸の性犯罪の事件なんですけど、これには実は意図的な理由はなくて、性犯罪だから例えば女性は除こうとか、そういった意味で除いたのではありません。

検察官と弁護側と、たまたま対象が一致したということで、対象の方がちょっと辞退したいなあとというような、そういうオーラがあったんですね。それを弁護人たちがくみ取って、それで不選任請求したんですね。

結論から言うと基準というのはないんじゃないかなと思います。

飯： 猪原さんは、青森県弁護士会の裁判員裁判に関する委員会の委員長を務められているということですが、他の弁護士の方はいかがでしょうか。

猪原： 例えば、被害者と関わりのある人を除きたい、ということを公然と説明をされて不選任請求をされた先生がいらっしゃいました。ただこの不選任請求の行使については、まだあまり機能していないです。

飯： 裁判員に皆さんは選ばれたわけですけども、実際の裁判の特に審理の場面で、当初のイメージとここがちょっと違ったとか、印象的なところとか、あるいはここはちょっと難しかったな、というところはありましたでしょうか。

澁谷： まずは法廷の様子などは、ドラマや映画で見てきたわけなんですけれども、裁判員制度が始まっての中では、まず被告人が私服を着ていまして、そして手錠とかはつけていませんでした。だからそれもあって、本当に普通にその辺にいる一人の青年だなというような、扉が開くまではどんなに恐ろしい形相とか、そういう人なんだろうなというようなイメージを膨らませていたんですけども、そのイメージに反して、私たちの前に立ったのが本当に普通にいる青年でありました。

そういう様子を見て、本当にこのような普通の人がこんなひどい事件を起こして

しまったのかということで、すごくショックを受けながら、でもこれはわが町で起こった実際の出来事なんだなということを思い知ったわけですね。

あと弁護士の方に対してや検察の方に対してのイメージは、それこそ芝居はなかったですね。あえて言うならば私たち裁判員に対して、非常に分かりやすい話し方をしてくださっていたし、また、裁判所や裁判官の方々はこんなに親切なんだ、非常に気をつけているなということが良く分かりました。以上です。

山本： イメージはテレビとか、私サスペンスものとか好きでよく見ていたんですけども、ほんとにそのイメージ通りだったのが弁護士さん。

制度が初めてという点では、検察の方がすごく分かりやすい図を用いて、分かりやすかったのに、説明でA地点、B地点、C地点からどうしてこうして。ちょっと分かりにくくなったというか、なんか理科発表みたいだなと思いながら、くどいなと最初は思いました。

一番イメージと違ったのは裁判長さん、撮影の前に靴ひもを直したりして、「靴は写りませんよ」と裁判官さんにつっこまれていたり、法服の袖が破れていたり。すごく和んで、改めて緊張していたように見える検察の人も弁護士さんも、みんな同じなんだなあ、人間なんだなあと身近に感じました。

なんかこう、すごい偉い人というか、普段近寄りがたい人でも、普通に子どもがいて奥さんがいるんだろうなあという、人間味があるなと思いました。

山口： 今まで話をして3人目の話なので、ほとんど同じことです。

やっぱり裁判官の方はすごく優しく接してくれていましたし、評議室で会う裁判官の方とか、法廷で会うとかとは全く別に、煙草のみに行ったりして休憩所で会うとかとなると、みなさんその都度その都度本当に一人の人として、接してくれているし、すごく親切にしてくれているので、そういう面では今お二方が言ったことにほとんど付け加えるようなことは何もないんですけども、そういう面でとにかく優しく接してくれて、良かったと思います。

飯： ありがとうございます。

今、裁判官に人間味があるというお話が出ましたけれども、青木さん、今までのお話を伺っていかがでしょうか。

青木： 横で聞いていてホッとしたといいますか。

ぎこちなさについては、これは裁判官に限らず検察官も弁護人も、今まで会社で経理専門でやってきた人間が、急に営業に回ったようなものでして、非常に気がつかって、でもいい意味でちゃんと好感を持ってやっていただくと、もっと努力していくんだろうと、その努力はぜひ長い目で見てやって頂きたいと思います。

でもきっと、たぶんちょっとこれは違和感あるとか、そういうこともあるだろうと思います。これはどうかと思ったこともたくさんあるんじゃないかと思いますので、どうぞ悪いこともできれば言っていたらきたいなと思います。

飯： それでは、あえて言えば、悪いところはあったでしょうか。今すぐには思いつかないでしょうか。おおむね良かったということでよろしいでしょうか。

山口： おおむね良かったのは良かったんですけども、たまーになんですけど、人間じゃなくロボットみたいになるような。ちょっと言い方が悪いかもしれませんが、感情が入っていない説明があったりとか、というのをいくつか受けた点がありました。私自身だけだったのかもしれませんが、他の方たちはどう見たか分かりませんが、私自身が受けたときは、何かと質問、何質問したかはちょっと忘れましたが、その時にもう普通に機械が答えているという感じの、たんたんただ答えられていたもんだから、本当はもう少し聞きたかったんですけども、機械が良かったというような印象はひとつだけは残っているのはありました。
それだけを除けばやっぱり良かったと思います。

山本： ちょっと細かい話をすると、被告人が言いよんだ事、それもそれで真実というか、そう感じていたんですけど。検察官が回数を特定させようとしたり。被告もわからないんじゃない、って思いながら聞いていたんですけど、それを何度も何度もとにかく何回か明言させたいんだなあ。その時間がすごく長かったので、私たち素人が迷わないようにという、問題があるからこんなにしつこく言うんだろうなと思ったんですけど、ちょっと不快な感じがしました。

飯： 弁護人としては、裁判員裁判で、通常の裁判と比べて、弁論の仕方等で工夫されているところはおありでしょうか。

猪原： そうですね。まず検察側がモニターを使って視覚効果に訴えて、プレゼンテーションソフトを使ったり、スライドを使ったり、それに対応して弁護側もそのようなパワーポイントを使ったり、スライドを使ったりする反面、オールドスタイルと言うんですかね、2例目の事件は紙しか配らなかったというケースでした。

なるべく視覚に訴えたいということ而努力しているということと、もうひとつ一番大きいのは、被告人は無罪と推定されているわけですよ。判決が出るまで無罪なんだということで、例えば被告人を田中一郎という名前であるとすれば田中くん、とかですね、あるいは田中さんということと呼称を付けて呼ぶ、それから服装についてはワイシャツ・スーツ姿、1例目はそのようなかたちで被告人に臨ませて、着席位置については弁護人席の隣に座らせた。従来ですと弁護人席のちょうど前に、看守の方が挟んで座らせるということだったんです。そうでなくて、無罪推定なので、手錠・腰縄を外して、弁護人席の隣に座るということで、視覚でこの人は無罪が推定されていますよということを、最初から手錠すら見せないということを役所とかけあって実現させた。そのように努力しています。

それからなるべく配布する資料を簡素化しようということで、従来ですと裁判官はお家に帰って時間をかけれるのですが、裁判員裁判では裁判員に無理強いできな

いので、例えばA4で1枚に集約するとか、情報を集約させる、弁護側もなるべく枚数を少なくしたり。

あとですね、裁判員の方に被告人の反省をどうしても理解してほしいということがあります。もともと反省できる能力があればこんな裁判員対象の重大事件を起こすはずがないんですけど。弁護人との接見の過程で反省の態度が出てきたときにはなるべくそれを示す。確か1例目では被告人がノートに書いたものを、モニターに投影して立証していたという、そういうようなこともやられていた。私が関係した裁判では被告人が土下座をしたんです。裁判員に。見ていなかった裁判員の方もいらっちゃったようなんですけど。土下座もやる位置によっては見えたり見えなかったりするのです。

これについては弁護人との事前の打ち合わせで、私がやれと言ったわけではなくて、本人がどうしても頭を下げたいということでこれを弁護側で遮ることはできないということで許したんです。これが結局響いたのかなという風に感じます。裁判員の感想を聞いてないのでよく分かりませんが。

飯： ありがとうございます。

あと、裁判員裁判では、法廷で裁判員から被告人や証人に質問ができます。2号事件では、被告人に対する励ましなどがあつたと新聞で読んだのですが、山本さん、そのようなことは実際にあつたのでしょうか。

山本： 進んでいくうちに、質問するようなことはもうないというか、事実に関してはプロの方たち3人が言っていて、疑問に思うことがあまりない。あるとすると質問というよりも、何かを伝えたい気持ちになって、でも質問という形にしなければいけないのではというのがあってというか。私も質問をひとつしたらどンドンどンドン出てくるような感じで。決して同情しただけということではなくて、反省を促す意味でもそうだし。盗んだお金をパチンコに使っていたり、その常習性を聞く人もいたし。質問の中で、パチンコの意味を私は、「どんな面白味があるんですか」と聞いたのは、別に本当に面白味が知りたかったわけじゃなくて、最終的には住むところがあって、自分を見てくれる人がいて、犯罪を犯すまでいく前の段階で、それで十分じゃないかというところに気がついて欲しくて。

それを導きたいというか、更生に向けて…。言いたいことがたくさんあるんですけど、ちょっとまとめられなくて…。叱咤激励した方もいましたが、やっぱりそれは質問ではなく、温かい気持ちで厳しく審理した中で出てきたみんなが伝えたいメッセージだったと思います。

飯： 青木さん、普通の職業裁判官の場合には、法廷で質問するときは、裁判員の方がおっしゃるような叱咤激励とか、そういった内容はなかなか出ないのでしょうか。

青木： 人によります。好きな人は、刑事裁判の本質は説教だというような人もいます。さっきから非常に興味深く聞いていたんですけども、ある種人によっては個人

的な好みはあると思いますが、やっぱり我々、裁判員に入っただいて、つくづく実感していたんですけども、私の個人的な見解は別にして、我々が刑事裁判に対して、ある種道義的なものであるとか、倫理的なものを中心に強く要求しているということがあるんじゃないかと思います。

ですから、先ほどからお話を聞いていて感じていたんですけども、それを質問の形でやってくださいというのは、殺生な要求のような気がします。だから質問の形で、裁判官や検察官や弁護士はプロだからできなきゃいけないけれども、裁判員の方は質問がその事実関係を確認するために質問したいというよりは、事件の具体的なイメージを持って自分の前に提示されるにつれて、被告人に伝えたいこと、端的に言えば、それは励ましであったり、厳しい指示であったりいろいろあると思います。あんたにこれは言っておきたいんだということを中心に自由に言っただくという被告人質問をやってしまったでもいいのではないかと、私は聞いていて思いました。職業法曹はその材料、事実を提供することに徹すると。

以前よくあったんですけども、プロの裁判官で、延々と被告人の至らないところ、ルーズなところを追及したり、説教したり、私個人はいいことだと思っていなくてですけども、ですからむしろ被告人にとっても、あなたが帰りたいと思っている社会ではこういう風に受け取られるよと、3児のお母さんはこんな風に受け取るよと、仕事を持って夜遅くまで働いているお父さんはこんな風にあなたがやったことを見るよ、ということ伝えるということは、検察官や裁判官が説教するよりも説得力のある営みになるんじゃないかなという風に聞いておりました。

飯 : 朴さんが傍聴された12例目でも確か裁判員からの質問というか言葉があったと思うのですが、それはどういったものでしたか。

朴 : 私が傍聴した裁判では、質問の形というのを全く無視して、こうだからっていうので涙ぐんで話されたりとかということだったんですけど、やっぱりお説教というか叱咤激励していた裁判員の方2名とも中年の女性の方で、その前に情状証人で被告人のお母さんが出てきて、被告人の家の事情が介護しなくちゃいけない人がたくさんいて、というので厳しくてというので、お母さんはすごく緊張されていて、私から見てもすごくかわいそうに見えて、こう思っただけじゃないのかもしれないですけど、すごい大変そうだなという風に見えて、そういうので、同じような年の女性の方が心を動かされてとか、心を痛めて、そういうことを被告人に伝えたくなくなったんじゃないかなという風に私は捉えました。

飯 : 公開法廷での審理を経て、非公開の評議室で評議されていくわけですが、評議の中身については守秘義務の規定がありますので、誰が何を言ったかとかは私も伺いませんけれども、大体の差し支えない範囲での評議の雰囲気とか、あるいは差し支えない範囲で判断にあたって悩まれた点があれば、お話しいただけますでしょうか。

澁谷： 私が扱った犯罪は強姦・強盗の犯罪だったんですけれども、その裁判員を務めたのが男性が5人、女性が1人でした。その比率というのはいろんな意見があると思いますけれども、女性が被害を受けているということにおいては、男性が裁判員で正しく見ていけるのかという、自然に起きる疑問かと思えますけれども、評議室の中に入ってみると、やはり男性たちであったとしても、それぞれに奥さんがいたり、子どもがいたり、娘がいたり、私も妻と娘1人いますけれども、そのような家族を持った者たちであるし、またその犯罪が起こった同じ県に住む者でありますので、非常に真剣に取り組むことができましたし、ですから性犯罪、男性はどうなんだというところはあるかと思うんですけれども、私が感じたのは男性でも非常に冷静に、また真剣に事件に向き合うことができたんじゃないかなと思いました。

そんな私たちが一様に思っていたことが、やはりその強姦に対しての思いは非常に厳しい思いを男性にしる女性にしる持っていたのが、評議室でありました。

だから今までの判例資料を見たときに、こんなもので済まされていたのかという同じような感想が評議室でありました。

山本： みんなが意見を言って、意見を言わない人はいなかったです。

守秘義務があるので、言えないところにも苦しみみたいなものもあったりするんですけど、反面聞かれないで済むという安心感もあって。話さなくていいみたいな。やっぱり罪に対して罰ということと、そこに更生を考えると見方も変わってきたり。再犯の可能性とか。いろんな意見があって、量刑の判断に迷っていたときに裁判長さんが、「長いからといって更生するとは限らないし、短いからといって再犯するともいえない、更生は時間だけではないです」という言葉で気持ちが楽になって、じゃあ自分はどう思うか、正直に感じた刑を言えました。

山口： 評議室でみなさんと話しているときは、私のときはすごい和やかに、評議室では裁判官も含めて、裁判員の方たちみんな、休憩のときは本当に笑いも出たりとか、和やかにしてやっていたけども、いざちゃんとした量刑の話になると、最初は私の場合放火事件だったんですけれども、放火に対してどれだけの刑を科せばいいのかという基準が一切わかりませんので、私たちは。それで裁判官の方たちに聞いたら、マニュアルみたいなのを見せてくれて、こういう場合だと何年ですよというのを見たときから、実刑だとか、執行猶予付きだとか、それまではみなさんある程度気持ち固まっていたけども、やっぱり実刑のみだとかいろいろあったんですけれども、それ見てから執行猶予とか保護観察とか、いろんなやつが出てきたりして、今までの事例みたいなやつを聞いたりしたら、結構気持ちが変わったりとか、そういうのはありました。私もそうでした。

そういう中からみんな、自分たちの気持ちを出したいんでしょうけども悟られないようにみなさんそれぞれ、個人個人で考えているような場面とか、そういうのがあって、その反面、ちょっと休憩に入ると和やかに笑っていたりとか、誰がどこで何をしている方だとか、名前とかは一切知りませんが、知っているかのような形でみんなと話しながらやってきたので。

その中で守秘義務といわれると、どこまでが守秘義務なのか、私が経験した中では、これだけは言っちゃいけないだろうなというのは確かにありますけど、その前までであれば、今言ったままであれば大丈夫かなというのはあります。実際に守秘義務はどれが、というのはわからないのが正直なところです。

飯： 守秘義務に配慮されつつ、詳しくお話いただきました。青木先生、量刑と守秘義務について何かご意見はございますか。

青木： 量刑については個別な話を始めますといくらでもお話いたしますけど、まあそれは置いておいて、先ほど申し上げた通り、私はこれまでの職業裁判官による量刑というのは、非常に均質性の高い、横並びの統制の取れたものがあったわけなんですけど、ある程度もう少しダイナミズムが、裁判員制度の導入によって生じることを期待しておりますし、少しずつそういう方向に向かっていくのではないかなと思って、よきものとして見ております。

各論をひとつだけ言いますと、青森の第1号事件は性犯罪、全国的にも性犯罪の第1号事件で、非常にマスコミも報道しました。私も日本の性犯罪の量刑は低すぎるというのを持論にしておりましたので、純粋に法律家として日本の性犯罪の量刑は軽すぎたという風に15年くらい前からずっと思い続けています。

守秘義務について、しゃべっていいかどうかを、今山口さんのお話にありましたが、まあよろしくやってくれみたいなはっきりしない基準で、その心理的な負担を裁判員を務めた方々に投げてしまっているこの現状はちょっとおかしいんじゃないかなと思っております。

つまり、すごい思いつめた顔で相談を受けることもありまして、常識で判断してくださいと、ビールを飲みながら奥さんに実は…と話しても、守秘義務違反として警察署から電話がかかってくることも別にありませんから、常識に照らして考えてくださいというような答えしかできないんです。法律相談を受ける場合にはこのように答えられますが、裁判員のみなさんに宿題として持って帰らせるというのはおかしいんじゃないかなあと思って、もう少し緩和するなりなんなり、手当てが必要だという風に考えています。

飯： ありがとうございます。

裁判員の方の体験をなるべく裁判員を務めたことのない市民の方も知ってもらおうと、どういった進行で裁判員裁判が進むのかとか、事実関係を知るだけでも懸念のは部分的に払しょくされると思います。現状では裁判が終わったあと記者会見がありますけれども、そういった場を含めてマスコミとの関係について、みなさんはどのようにお考えですか。ある程度は接してもいいと思われるか、あえて言えばちょっとうざったいなと思ったりとか、何かございましたらお願いします。

澁谷： この場所にマスコミさんがいらっしゃるので話しにくいのもあるんですけども、私自身この裁判員を経験させていただいて、ほんとにこの裁判員制度が日本を大き

く変えていくひとつのものなんだなということを少しずつ少しずつ実感してきてる部分があります。そのためにはやはり、マスコミが果たす役割というのは非常に大きいんじゃないかなということを思います。ですので私自身もいろいろな記者さんたちと、話をして、いろんな意見を聞かれたり質問されたりしているんですけども、その都度やはり自分自身の中でも考えさせられたりする部分があったりとか、また新しく気づく部分もあったので、そんなにうざったくとか、そんな風には思わずに、いい関係で、やはりこの地域のためだから、力を合わせていけたらなと思います。

山本： 人前で話す性格ではないとか、ちょっと自分でもここにいることにびっくりしています。裁判の最中は記者会見がありますという話があっても、「ちょっと…」と思っていたんですけど、判決を言い終えて、なんか出なければいけないような気持ちになって、名前も公表して、顔も公表しました。

私はマスコミの人たちから「お話をお伺いしたいんですけど」ということがあると、「裁判を傍聴していましたか」と聞いて、「してました」というと好んで答えていたところがあって。それは自分の中のいろんなことをいちいち説明しなくても同じ場にいたのでわかってくれる人を求めているとか、主人に話しても100分かってくれないといらいらするし、あまり行間を読んでくれるタイプではないので、まとまりのない話を理解してくれているのか、説明してるうちに面倒臭くなって。でもマスコミに話すことによってややもやしていることが整理されてきて、自分が楽になっていくので、聞いてくれる存在の一人としてありがたかったです。

山口： 今回もこうやってこういう席にも出ていますし、以前にも裁判員終わってからの記者会見も受けました。その後にも今日も見えている記者さんと過去にお話しして新聞にも出たりもありましたし、こういう感じで表に出て話することは苦手とも思っていないし、こんな見ためはあまり良くはないんですけども、こういう私が話したことがみなさんに伝わって、少しでも裁判員ということが分かってもらえるのであれば、協力できるのであればいいなと思ってやっています。というのが気持ちです。

やっぱりメディアの方たちもおだてるのが上手なので、上手く話を引き出すとか、出てくださいとかそういう形での、だまされて出ているのかもしれないですけども、そういう面ではとにかくいままで裁判員やった方も何百人といるんですよ、そういう人たちの中からたった1人2人3人と、今日は3名しかいませんけども、この3名で話したことがみなさんの役に立つようになるのであれば、それでいいと思っていますので。私ができるかぎりです。やっていますから、そういう面ではメディアの方がうざいとか邪魔くさいとかはありません。

飯： 東京などでは裁判員経験者のネットワークとか交流会を作ろうという話があるのですが、みなさんの場合には同じ裁判を務められた裁判員の方同士で交流はあるのでしょうか。現状はどうなのかと、今後例えば青森県でそういったネットワー

クみたいなものができたら関心がおありかどうか、お聞かせ願えますでしょうか。

澁谷： やはり同じ事件について本当に一生懸命考えた同志の方々ともう一回会いたいなというのは心の中にありました。そういうネットワークがあればいいなと思ひまして、私も一回裁判所の方に電話して、あの人たちの連絡先を教えてくださいませんかと聞いたんですけど、無理でした。教えることはできませんと、澁谷さんのように考える人も確かにいらっしゃいますし、その正反対も、あのことに對して触れてほしくないという人もいらっしゃるかもしれないので、教えることはできませんということだったので、連絡はとれずにいます。

でもやはりネットワークを組んでいけるならば、やはりあの場所においてひとりの被告人に対して一生懸命その方の人生、これからのことを考えて、本当に反省してもらいたい、もっと言うなら更生して、新しい違った人生を歩んでももらいたいと願って私たちはあの場にいたんですから、いろいろできることがあるんじゃないかなと思います。

もし許されるならば、同じ裁判員で彼に対して手紙を書くとか、また良い書籍を送るとか、もっと許されるならば訪問とか彼の更生のお手伝いもできるんじゃないかなとも思いますし、また、この事件に対してはやはり女性の被害者もいらっしゃって、非常に今でも生々しい傷を抱えながらつらい思いをされている、そういう被害者に対しても何か支援できたら、それも裁判員ネットワークがもてる役割だと思います。

あと、やはりこの裁判員ネットワークでこういう情報を提供することによって、さらに裁判員制度自体のスキルを上げていくということも、手伝えるという風に思っていましたので、ネットワークができたらいいなと思います。

山本： 戦友にあったような気がするという言葉がすごくわかるなあという気がしたんです。もう一回議論したいとか話し合いたいと思ってたんですけど。

ネットワークについてはぜひ参加したいと思う反面、私の事件という感覚で自分の中にあるので、それを自分の中でずっと背負っていくという覚悟。それは重いかいやだという感覚ではなくて、私の事件、私の被告、被害者、自分のそれだけいっばいっばいで、人の事件を同じ重さで聞いてしまう事が辛い。

山口： 裁判員を一緒にやった方たちとやっぱりもう一度会って話をしてみたいなというのはあります。裁判をやっているときには連絡先も名前も当然聞かなかったんですけども、なんかみんなそういう、評議室にいるときはそういう雰囲気もあるんです。聞いちゃいけないんだろうなという風なのが暗黙の了解ではないんですけれども、そんな感じの雰囲気があって、あえて周りの方も何さんということも聞かなければ、ただ聞いたのはどちらに住んでいますかくらいです。それくらいだけで、それぞれに少し話して仲良くなったとか、そういう方は名前とかは知りませんが、何をしている、何の仕事をしているんですよとか、自分から言ってきたりした方もいましたし、そういう形である程度やっぱり一緒に裁判をやって、判決が終わった

ときに、裁判長、裁判官の方に頼んで写真を撮ったんですよ。全員で、法廷で。他の裁判の方は分かりませんが。それも、これは黙っていた方がいいの、守秘義務ですかと裁判長に聞いたんですけど、これは関係ないということでした。

飯： どなたかが希望されたのですか。

山口： そうですね。裁判員の方が希望して、みんなで写真撮りませんか。私たちは評議室で撮るつもりだったんです。そしたら裁判長、裁判官の方がどうせであればせつかくですから法廷でどうぞという形で、法廷で撮らせてもらったんですけども。そういうくらいまで結構仲良くなれた人たちだったので、そういう面も含めてそういうネットワークとかがあったりすれば私も参加はしてみたいなという風には思います。

飯： ありがとうございます。朴さんから何か質問はありますか。

朴： 裁判員の方々に質問なんですけれども、裁判員をする前と後で、犯罪を犯してしまった人について考え方が変わったとか、見方が変わったというところがあるのかということと、あと山口さんは精神障害の方の裁判員をされたということだったので、その犯罪を犯してしまう精神障害者の方への見方とか考え方というのは変わったのかなということをお聞きしたいです。

澁谷： やはり考え方は変わりましたね。実際法廷の中でその犯罪を犯した人の生い立ちから始まって、全てを見ていくということで、どうして彼がそのような犯罪を犯してしまって、私の場合被告人は4つの事件で裁かれていたわけなんですね。ということはだから、ひとつ犯して、それは魔がさしただけで、もう本当に反省してしなかったのではなくて、繰り返していたというのは非常に残念な思いというか、どうしてそこまでのことをしてしまうのかということを考えてときに、やはりそういう犯罪を犯してしまうようになる心の状態、またその何か、受けた影響とかですね、傷ついたりだとか、生い立ちとか、そういうことに対して良く考えるようになりました。そのあとも映画とか見るときも、この間も悪人という映画を見に行きましたけれども、やはりその映画を見ながら考えさせられました。

山本： 裁判員をする前は、事件は遠いもの、と思っていました。あまり周りにもないし。でも裁判員をして、自分たちの生活の延長上に、自分も持っている負の感情の延長のところに犯罪があつて、ものすごく身近なところにあつて。でもその負の感情から自分はじゃあなぜしないのかと、犯罪がそこに行きつく、そこを選択してしまう過程というのを深く考えました。

やることは悪いけどそこに至る気持ちはわかるみたいな、それも含めて、日常の延長に罪があつて、犯罪人とか、裁判官とか弁護士とか一般人とか法廷でのくくりが、ここだけのものだと感じました。

裁判員に対して、初めてなのですからごく気をつけてくださっているんですけど、分かりやすくとか、たくさんの資料は読めないとか、そういう事ではないんじゃないかなと思いました。

自分の人生は平凡ですが、過去のいろいろな場面での感情、経験を総動員して、目の前の被告の罪について考える、自分自身をもみつめることでした。プロではないので、感情が動き過ぎる部分もあったかもしれませんが、人が人を裁くという重みと温かさを感じました。

用語をわかりやすくというのは助かりますが、事実をわかりやすくというのは被告、被害者の立場ではどうなんだろうと思うようになりました。

山口： 裁判員を経験する前と後では確かに犯罪を犯してしまった人に対する考え方や気持ちは変わりましたね。そういう風なことをやるとこんな風になるんだということを目の前で見えてきていますし、それを自分と違って量刑を下して、判決を出したわけですから、そういう面に対してはすごく見方は変わりました。自分自身もそういうことをしないように、いつ自分が今度はそっちのほうの席に立つ可能性がまったくないということはゼロではないということは分かっていますから、いつどこでどうなるかはわかりません。それに対してももっともっと自分に言い聞かせるようなことはしています。

あとは精神障害の方へのという質問だったんですが、精神障害の方に対して、考え方とか見方というか、今回はたまたま私がやった裁判員裁判がその障害を持った方だったんですけども、障害のある方っていうのはその時初めて見たわけではないので、障害者の方と以前にも接することは過去に何度もあったんです。それで障害者の方がこういう感じになるんだ、ああなるんだということは、施設の先生とか、そういう方たちとも話をしたりして、ある程度の知識があって、そのうえで裁判にたまたま偶然に選ばれて行って、やってたので、いろんな人がいますから、最初見たときはそんなに障害が重い人ではないと思いました。話を聞いていく中でも、やっぱり重い方ではないんだなと思って見ていたんですけども、そういう面でやっぱり障害者の人たちに対する考え方が変わったというのは、これはそうじゃないです。以前から話を聞いて自分が持っていた知識の中だけですけれども、その中では、障害者だったからどうか、そういうような形で人を見るようなことはしなくなかったので、そういう考え方は変わっていません。

来場者からの質問： 皆さんは裁判が終わった後に心の負担は感じられましたか。現在はいかがですか。

澁谷： 心の負担は、裁判が終わった後はもちろんありました。何度も何度も夢の中で裁判の状況が出てきたり、生涯の中でも忘れられないできごとの一つでした。被告人は控訴をしているのですが、どういう気持ちで控訴したのかと考えます。そういうことが出てくると、やはり一緒に考えた裁判員の方々とお会いしたいという気持ちがあります。

でも、負担というと非常にネガティブなイメージに聞こえるかもしれませんが、私は負担があること自体は別にマイナスではないと思います。負担があるからこそ、深く考え、もう一度振り返ることができます。今でもある意味では負担を感じながら、もっと自分にできることは何なのかなどを考えさせられたりしています。

山本： 負担は感じていますが、嫌なことばかりではありません。私が負担に思っていることの一つに、自分が無知だったというか、ちょっと疑問に思いながらずっと審理が進んでいって、言っただけのことかどうかわからなくて困ったことはありました。その一点はずっと後悔していますが、それ以外の負担は悪だけの負担ではありません。

先ほど言ったように、「私の事件」というとらえ方で、おかしいかもしれませんが、そのようになっています。負担といえば負担と言えるかもしれませんが。うまく表現できません。

山口： 正直に言って負担はありました。判決を出して裁判が終わったときは、自分に被告人や親族から何か起こらないか、正直不安はありました。裁判から数ヶ月経って、前向きに考えるようになって、よい経験をしたと思うようになりました。裁判員にまた通知が来ればまたやろうと思っているくらいですから、今は負担というものはありません。

飯： 最後に、皆さんから一言ずついただけますか。裁判員の方には、裁判員の経験を振り返って最終的にどのように思われているのか、また選ばれたら務めたいか、他の人に薦めるかを、あわせてお聞かせ下さい。

猪原： 裁判員の方のお話を伺って大変参考になりました。実務家としての活動に活かしていきたいです。

青木： 参加して下さった皆さん、とりわけ3人の裁判員経験者の方に、本当に心からお礼を申し上げたいと思います。お話を伺って、「負担だけれども嫌な負担ではない」、刑を決めるときに自分のお子さんの精神発達の度合いに照らして考えた、などのお言葉には、感銘を受けました。それがまさしく裁判を行った者の実感です。裁判官だった頃の感覚だけが自分の中に蓄積されていて、なつかしい、その場にいた者にしか分からない感覚で、同じ人間がやっていることは分かりあえるのだなど、大変意を強くしました。

澁谷さんからは、県内、我々の地域で、というお言葉がたびたび聞かれました。コミュニティをどう律していくのか、青森県や弘前市という地域の視点を得ることができました。東京の霞が関では実感できない視点でした。

澁谷： また選ばれることがあれば、させていただきたいと思います。裁判員を経験させ

ていただいて、法廷で私の前に立っていたのは町で会うような顔つきの青年でした。もしかしたらついこの間まで、同じようなスーパーへ買い物に行ったかもしれない、同じような温泉につかっていたかもしれない。そのような人がこのような事件を起こしてしまう。それによって立ち直れない被害者たちもいると考えたときに、もっと私たちの地域に対して自分がなすべきことがあったのではないかと思う機会になりました。

私たちの憂いは、犯罪だけでないわけですから、地域の一つ一つの問題を考える大きな機会になっていくのではないかと思います。そうした機会を通じて、より多くの人たちが地域を愛し、考えていく、一人でも多くの人たちが地域から日本の国家のありようを考えていく機会として、裁判員裁判を応援していきたいと思えます。

山本： 感情のすべてを総動員して審理に臨みました。裁判員の「よい経験」と、今まで楽しかった経験とか、ためになったという「よい」経験とは、ちょっと意味が違ったと思います。被告人と目が合っ、質問で会話をし、何か伝えられたことがあつて、伝わったことがあつたのではないかという、自分本位な見方かもしれませんが、そういうことが「よい」経験というところにかかってくるような気がします。他の人にも薦めたいと思います。

山口： 裁判員を経験したことについては、よい経験になったし、よい勉強になりました。今後また裁判員に選ばれた場合は、もう一度務めたいと思います。

朴： 本日は、大変貴重なお話ばかり聞かせていただいてありがたく思います。後輩や周りの友達がもし裁判員を務める機会があれば、やってみればよいと率直に思います。裁判員の経験を社会に伝えていき、犯罪に対して見方を変えていって、犯罪と私たちの関係を考える社会になっていけばよいなと思います。本当にありがとうございました。

以 上

第3節 裁判員裁判傍聴記

奈良岡良佳

はじめに

裁判員制度が施行されてから約1年半が経ち、全国各地で1000件を超える裁判員裁判が行われてきています。これまで裁判員裁判について制度的な面については学んできましたが、実際には傍聴をしたことはありませんでした。学生のうちに一度は経験しておこうと思ひ、2011年1月25日から27日にかけて青森地方裁判所で公判が開かれた県内18例目となる裁判員裁判を傍聴してきました。初めて身体で触れた裁判員裁判について、公判の内容をまとめ報告したいと思います。

1. 公判の概要

本裁判は、2010年11月に三沢市で起きた女性強盗傷害事件について、被告人が住居侵入および強盗傷人の幫助¹をした罪で問われた点で異色なものとなりました。事件の事実関係については争いがなく、証拠の確認と量刑の判断についての審理がなされました。

(1) 公判のスケジュール

- 1月25日 起訴状朗読、検察・弁護側の冒頭陳述、検察・弁護側の証拠調べ、
弁護側の被告人質問
- 1月26日 検察側の被告人質問、裁判官・裁判員の被告人質問、
証拠(検察側と弁護側で食い違いがあった部分)の採否、被害者の意見書陳述、
検察側の論告・求刑(懲役3年)、弁護側の最終弁論、被告人の最終意見
- 1月27日 判決(懲役2年8月)

(2) 対象事件の概要

本裁判において対象事件となったのは、2010年11月に三沢市に住む67歳の女性宅に男3人が宅配業者を装って押し入り、被害者の手首を拘束し、ナイフを突き付けて頭や胸を殴るなどの脅迫・暴行を加えた上で、時計やバック、現金合わせて94万円相当を奪って逃走し、よって被害者に全治3週間の外傷を負わせた事件です。被告人は下見のために実行犯が宿泊するホテルの予約や犯行に使う車の手配など、この事件の幫助をした点について罪に問われました。

資産家である被害者女性に対して、財産面などで恨みを持っていた女性(被害者のおば)から「被害者女性を財産・身体面で傷めつけてほしい」と依頼を受けた暴力団幹部(計画犯)は、「依頼を成功させることで依頼者から金銭的援助を受け、暴力団の勢力を拡大することが出来る」と考え、「1人100万円の報酬」を条件として依頼を引き受けて、刑務所仲

¹ 幫助とは、犯罪の実行行為を容易にするために行う、実行行為以外の行為を指すもので(刑法62条)、狭義の共犯となります。正犯(実行行為)を幫助した場合は、その刑から減刑されます(刑法63条)。

間や暴力団の知り合いら3人（実行犯）に犯行を持ちかけました。その計画犯である暴力団幹部を兄貴と慕い、舎弟兼付き人として運転手をしていた被告人は、9月上旬にその話を聞いたといっています。

被告人が強盗についての話を聞いた当初は、「依頼人から金銭的援助を受けることで、暴力団幹部として若い衆が食べていくことができ、組の3代目になることができる」というその男気に感激したといっています。しかし、強盗自体には反対で、生活面で世話になっていた手前、面と向かって反対であると言うことはできませんでしたが、自らは出所したばかりの身であるため加担するつもりもなかったと言っていました。

事件についての実行犯の動きと被告人の動きをまとめたものは以下の通りです。

実行犯の動き	被告人の動き
<2010年11月初旬> ・被害者宅下見	・計画犯からの指示で実行犯が宿泊するホテルを予約 ・実行犯をホテルへ送迎 ・計画犯の知り合いから借りた軽自動車を下見用の車として実行犯へ提供 ・実行犯からの指示（被告人は計画犯からの指示と理解）により、偽造のナンバープレートのカラーコピーを作成
<犯行前日> ・実行犯が盗難車で青森に ・下見2回目 被害者宅の間取りを確認	・ナンバープレートを実行犯に手渡す
<犯行当日> ・犯罪実行 ・逃走 ・金品を3人で分ける	・家でテレビを見ていた際、実行犯から電話があり、逃走中の実行犯と合流して一人を車に乗せる ・実行犯が盗んだボストンバックを受け取り計画犯に渡す
<後日> ・依頼者から報酬45万ずつ受け取る	・計画犯の指示で、犯行に使われた車を計画犯の実家がある盛岡に隠す ・計画犯の指示で、盗んだボストンバックを切り裂き隠滅

被告人は、常日頃から計画犯の舎弟として、知人が来た際はホテルの予約や送迎を任されていたため、本事件における行動は特別なものではないと言っていました。また、車の手配やナンバープレートのコピー、車や盗品の証拠隠滅などについても、計画犯の指示であると理解して逆らうことができなかったと言っていました。逃走については、実行犯が捕まることで計画犯である兄貴や自分が捕まることを恐れて行動したと言っていました。

（3）被告人の生育環境

被告人は高校を1年で中退し、埼玉で実家の塗装店の手伝いや他のアルバイトをしながらのんびりと過ごしていました。その後、結婚して長女を1人授かり、それを機に資格を取って建築関係の仕事に2年間就いていましたが、結婚前から付き合いのあった暴力団と再びつながりを持つようになったため、離婚することになりました。離婚後は定職に就くことはなく、1999年に覚醒剤取締法違反で受刑し、その後も窃盗や覚醒剤などの犯罪を繰り返していました²。また、肝炎を患っており、年に1度検査はするものの、治療薬なども飲んでいないということでした。

2005年に刑務所仲間を通じて今事件の計画犯である暴力団幹部と知り合い、「舎弟にならないか」と誘われました。被告人の父母は既に他界していて兄弟もおらず、離婚した妻子とも連絡をとっていなかったため、埼玉には自分の居場所がなく、当時覚醒剤取締法違反容疑で逃走中であったこともあり、彼の舎弟になるために八戸へ行くことを決意したといえます。被告人は彼のことを「兄貴」と呼んで慕い、出所後は住居など様々な面で世話になっていたため、運転手などの身の回りの世話を引き受けていました。

犯行当日の被告人は、デニム生地地の黒の上下つなぎ服のような服装で出廷しました。被告人の開廷中の態度は、証言台に立っている時は腰の後ろに手を組み、検察官の質問や説明に時折ふてぶてしいような態度をとることもありましたが、法廷を出る際には毎回弁護人に頭を下げていたのが印象的でした。

被告人は最終陳述において、「改めて被害者に謝罪したい。すみません。原因は仕事が無いことと、暴力団との関係性があったから。社会復帰のために、定職について暴力団や薬物との関係を断ち、残り少ない人生を全うしたい」と述べました。かつて「反省する」「暴力団との縁を切る」と言いながら犯罪を繰り返してきたことについては、「誘惑に負ける自分の意志の弱さ」が原因であるとし、「更生保護³などに援助してもらいながら、自分なりに精いっぱい頑張っていきたい」と述べていました。

(4) 検察側の主張

検察側は、パワーポイントや資料を活用しながら分かりやすく丁寧にハキハキと喋り、裁判員やモニターの様子を一つ一つ確認しながら進行していたのが印象的でした。検察官の一人が口頭で説明をし、もう一人がそれに合わせてモニターを操作していてスムーズに感じました。

検察側は、事実関係について証拠や供述による証拠は十分であるとして、以下の4つの点を主張しました。

①高年齢女性に対する極めて危険な犯行の手助けをしている

犯罪慣れしている実行犯が、一人暮らしの無防備な高齢の女性に対して暴行・脅迫を行い、ナイフなどを持っていたことなどからも抵抗していれば重症になることや死に至る可能性もあり、被告人はこのような犯行について容認しているものであるといえる。

弁護側の「実行犯との関連性は薄い」という意見については、関東から来ていた土地勘のない実行犯にとっては、地理的・心理的な不安について被告人は重要な役割を果たした

² 文末の※参考資料を参照。

³ 犯罪や非行をした者が社会の中で普通に生活しながら、適切な指導や援助を行うことで対象者の社会復帰を助けるとともに、再犯や再非行を防止する国を中心とした政策のことを指します。

といえる。さらに、「実行犯がナンバープレートのコピーを更に加工している」という意見については、基礎を作ったのは被告人であり、実行犯はテープを貼るなどの最終的な加工でしかない。

②暴力団組織の維持・拡大という反社会的動機

被告人は、計画犯の「組の3代目になる、」といった男気に感激し、加担する気はなかったと言っているが、「何でも協力して成功させる」と調書には書いてある。確かに報酬はなかったものの、計画犯である兄貴の利益が被告人の利益と考えれば見返りはあった。また、生活面で世話になっている立場として、「従わざるを得なかった」のではなく「兄貴のために進んで行った」と考えるのが自然である。

③生じた結果が重大であり、被害者が厳罰を希望している

被害者に全治3週間のケガを負わせるという重大な結果があり、加えて被害による心理的損傷が被害後も続いており、被害者が意見書においても厳罰を望んでいる。

④再犯可能性

被告人は暴力団幹部の舎弟であり、窃盗や覚醒剤など7件の前科があることに加え、本事件後も覚醒剤で受刑中であることから、再犯可能性は高い。

以上を述べた上で、幫助犯であることに加え、行為を認めていること、行為は川村の指示によるものであること、金品を被害者に返していること、別の罪で服役中であり余罪⁴があることなどを考慮した上で、懲役3年を求刑しました。

(5) 弁護側の主張

弁護側は検察官とは対照的に、資料は紙のみを使用しており、声がうまくマイクに入っていなかったのか聞き取りにくく、頼りないような印象がありました。

弁護側は事実関係に争いはないとして、以下の7つの点を考慮してほしい点として主張しました。

①実行犯の起こした事件との関連性が薄い

被告人は事件について計画から関与しておらず、すべて指示に従い逆らえなかった

②計画犯や実行犯から見て従属的立場にあった

③強盗を成功させる意欲が強い

被告人が事件について主体的に取り組んだ事実はなく、利益や報酬を期待していない。

④反省や更生への意欲

被告人は犯行後、被害者に対して金品の一部を還付済みであり、謝罪文を送るなど反省しており、暴力団との縁を切り切って定職に就き、罪を二度と犯さないと述べている。建築関係の資格も持っており、更生の期待性はあるといえる。

⑤受刑中の有罪であり、前科は前裁判で審理済みである

⑥強盗の実行犯（懲役8年）と幫助との刑の差が必要

⑦犯行現場には関与していない

(6) 被害者の意見書

⁴ 既に取り調べられている、又は起訴されている罪以外の罪のこと。

被害者は意見書や供述調書において、被害者はかつて頭蓋骨に人工骨を入れる手術を行ったことがあり、医師によれば暴行を受けた場所が悪ければ死んでいたかもしれないとのことでした。今でも事件のことを夢に見ることがあり、寝る時は未だに怖いというトラウマを抱えており、事件以来、人が近づくと殺されるのではないかと思うようになり、医師にはうつ病であると診断されるほど心の傷が大きいようでした。また、「新聞などの報道によって他の強盗犯に目を付けられているのではないか」と不安になり、強化ガラスなど防犯対策に100万円を費やし、「今は亡き夫と暮らしていた家だけれども、引っ越しも考えている」と述べられていました。被告人については、「他人の心も分からずに事件を起こすような人は、一日でも長く刑務所に入ることを望む」と、強く厳罰を望んでいました。

(7) 裁判員の様子

本裁判は、裁判員6名（男性3名、女性3名）と補充裁判員が女性2名、男性裁判官2名と男性裁判長によって行われました。男女比は半々でしたが、裁判員の年齢層は30~40代前後の中年層が目立ち、補充裁判員の2人は20代と60代の方のように見えました。裁判員は公判中、メモを取ったり、書面を見て考え込んだり、皆真剣に話を聞いていましたが、時折険しい表情を見せることもあり、手をあごにあてて考えこむような姿勢を取る人や話し手をじっと見て耳を傾けている人が印象的でした。女性裁判員が被告人の妻子について尋ねるなど、女性らしい質問をしていたこともとても印象的でした。

(8) 判決

裁判長は、「被害者の精神的苦痛は大きい。被告は、悪質で重大な犯罪に関与した」と述べて、検察官の懲役3年の求刑に対して、懲役2年8月を言い渡しました。被告人が、下見用の車を実行犯へ提供し、犯行用の車に使用する偽造ナンバープレートのコピーを行ったことを指摘した上で、計画犯からの指示を断ることが出来なかったという主張に対しては、「強盗の計画を知りながら自らの意思で犯行に関与した」として、有利な判断がされる余地はなかったようです。

2. 考察

実際に裁判員裁判を傍聴してみて、従来の裁判は手続的に淡々と進んでいる印象が強かったのですが、裁判員裁判は裁判員や傍聴人を意識した分かりやすい裁判になっているということを実感しました。

特に大きく変わったと感じたのは、検察官・弁護人の証拠調べ手続等における表現の仕方や説明の構成が、両者とも丁寧すぎる位で、むしろ回りくどくなってしまっていたことでした。これは以前、裁判員の方からお話を伺った時にも触れられていたことで、多少なりとも法学に触れている私たちが感じることはさておき、実際に裁判員を経験した方が「説明・追及がくどいところもあった」と仰っていたということは「やり過ぎ」な面もあるのかも知れません。本事件は、前科や反社会性などの弁護側に不利な条件が多かったことありますが、検察側と弁護側の説明の仕方には明らかな優劣が見られ、そのようなパワーポイントや資料などを使用した両者の視覚的な立証によっても、判決を左右することにな

ること実感しました。また、相手側が言ったことに軽く触れながら話すなど、公判前整理手続を思わせるようなやり取りも強く感じました。

裁判員裁判に触れたことによって、個人的に裁判員に選ばれることについての変化は変わらず「積極的にやってみたい」が、公判の合間に細かく休憩を挟んではいたものの、傍聴するだけでも結構な疲労を感じたので、正直裁判員の「負担」の部分を実感しました。使命感がある人や人の人生を左右する判断をするのに必要な時間と考えれば少ないくらいだと思うのですが、思っていたよりも大変だと思ったのが正直な感想でした。私が傍聴した今回の事件は、他の事件に比べれば比較的軽微な事件でしたが、この時間的な負担に加えて、重罪事件を判断するような場合の精神的負担がさらに加われば、もっと大変になるだろうと感じました。

私がこの事件の裁判員を経験した訳ではありませんが、初めて傍聴したこの裁判員裁判は、私にとっても普段ニュースで見る事件の判決よりも思い入れの強い裁判になったことは事実です。市民が裁く裁判に実際に触れたことで、これまで以上に犯罪について考えさせられることが大きくなりました。従来の裁判も何度か傍聴したことがありますが、被告人の「人生」にさらに踏み込んで触れることができたような気がしました

また、裁判員裁判に限らず、今回の事件においては被告人の覚醒剤の常習性や再犯性など、個人的に私が卒業研究で触れていた「更生」と関連してとても関心を引かれるものがあり、犯罪者の社会復帰についてさらに考えさせられました。特に被告人が自分自身のことを「天涯孤独」と言っていたことについて、確かな身寄りがいないことや職に就けないことが再犯につながっているのだということを実感することができました。犯罪者の就労支援や社会的理解の必要性については、早急に解決していく必要があると思います。

しかし、確かに暴力団が再犯の温床となっていることは確かで、つながりがあることは良くないと思いますが、被告人が「組織ではなく兄貴を信頼している」と言っていた点について、身寄りのない被告人にとっては、「兄貴」は「理解者」として大切な存在なのかもしれないと思いました。そのような複雑な思いもあります。ほぼ求刑通りの判決ではありますが、その中には裁判員の最後の望みが込められていると信じたいですし、被告人に少しでもそれが伝わってほしいと思いました。

おわりに

裁判を傍聴しながら、「もしも自分が裁判員だった場合、どのような質問をするか」を考えながら裁判の様子を見ていました。まだ施行されて間もない制度のため、見直していくべき点は多々ありますが、初めは裁判員裁判に消極的だった方が裁判員を経験した後に積極的になる方が多いように、実際に現場に赴くことで理解し、まずは市民が裁判の傍聴から触れていくことが大切だと思いました。裁判員裁判ではなくても、普通の裁判でさえ見たことがない人はいまだに多いでしょう。裁判を傍聴することが、司法や裁判を考える契機となり、犯罪を理解していく取り組みへつながれば良いと考えます。

裁判員裁判を傍聴してみて、学生のうちにとっても良い経験ができたと思います。社会人になってから裁判を傍聴できる機会は減ることになりますが、機会があれば是非また傍聴したい気持ちはあります。裁判の動きに目を向けながら、裁判に市民の民意がどのように

反映されていくのか、今後も注目していきたいです。

参考 HP

Web 東奥 <http://www.toonippo.co.jp/>

※参考資料：被告人の前科・前歴

罪名		刑罰
覚醒剤取締法違反	知人と覚醒剤を使用	懲役 1 年 10 月
〃	覚醒剤を使用	懲役 1 年 6 月
傷害、〃	店員を殴る、覚醒剤を使用	懲役 1 年 10 月
窃盗、〃	パチンコ玉を盗む、覚醒剤を使用	懲役 1 年 4 月
〃	覚醒剤の使用・所持	懲役 2 年
〃	覚醒剤の所持	懲役 2 年 6 月
窃盗、〃	覚醒剤の使用、車を盗む、カード使用の詐欺	懲役 3 年
〃	覚醒剤の使用	懲役 3 年 (受刑中)



(裁判員裁判を傍聴した青森地方裁判所第 1 号法廷 (裁判法ゼミナール見学時))



(青森地方裁判所ウェブサイトより、右は評議室)

第5章 釧路市と網走市

第1節 日本司法支援センター釧路地方事務所

田中みなこ

はじめに

土地が広い北海道では、各法律機関の管轄する地区も比例して広範となる。特に冬場になれば雪に覆われ、交通網の発達していない地域から地域に赴くことは、職員・利用者双方において困難が生じるのは想像に難くない。しかし、都市・僻地に関わりなく法律トラブルは起こりうるため、利用者・職員はその困難をものともせず、必要な場所へ出向く必要がある。広域な大地ならではの事情を持ちながら、「全国どこでも法的トラブルを解決するための情報やサービスを受けられる社会の実現」という法テラスの理念を北海道で担っている法テラス釧路の業務の実態を、2010年8月26日の取材を元に報告する。

1. 法テラス釧路の概要

北海道に設立されている法テラスは、地方事務所が札幌・旭川・函館・釧路¹の計4つで、地域事務所が江差²に1つある。その中で法律事務所が併設されているのは、旭川・函館・江差・釧路の4つのみとなっている³。今回訪問した法テラス釧路の管轄は、面積でいえば北海道の約39%、人口でいえば17%を担当しており、所長1名、副所長3名、その他職員11名、スタッフ弁護士2名で構成されている（2010年8月26日当時）。そのオフィスは釧路川沿いの大きなビル内にあり、窓を隔ててすぐ向こうには磯の香りと釧路の町並みが眼前に広がる。お話を伺った所長室には大きな北海道地図が貼ってあり、法テラス釧路の業務の範疇の広さに驚くばかりだ。

「冬場は夜に猛吹雪の中を車で移動して利用者のもとまで行くこともある」。取材を受けてくれた篠田奈保子弁護士は苦笑を交えて話していた。

¹ 法テラス札幌（日本司法支援センター札幌地方事務所）
：〒060-0061 札幌市中央区南1条西11-1 コンチネンタルビル8F
法テラス旭川（日本司法支援センター旭川地方事務所）
：〒070-0033 北海道旭川市三条通9-1704-1 住友生命旭川ビル7F
法テラス函館（日本司法支援センター函館地方事務所）
：〒040-0063 北海道函館市若松町6-7 三井生命函館若松町ビル5F
法テラス釧路（日本司法支援センター釧路地方事務所）
：〒085-0847 北海道釧路市大町1-1-1 道東経済センタービル1F

² 法テラス江差（日本司法支援センター函館地方事務所江差地域事務所）
：〒043-0034 北海道檜山郡江差町字中歌町199-5

³ 法テラス法律事務所は、司法書士の少ない司法過疎地域において法律サービスを実施する機関。法テラス札幌の管轄では、法律相談は法テラスをパイプ役として、法テラスと契約をした外部の司法書士・弁護士が担当する。事務所内にスタッフ弁護士がいない。

2. 取材協力

スタッフ弁護士：篠田奈保子氏

1996年に北海道大学在学中に司法試験合格、1997年に旭川で第51期司法修習生となる。札幌・釧路での弁護士事務所での勤務を経たのち、2003年に弁護士登録を抹消し、専業主婦として育児をこなす。2006年に東京弁護士会に登録、弁護士事務所業務をこなす、2008年に釧路弁護士会に登録変え、スタッフ弁護士として法テラス釧路に着任する。

所長：今重一氏

事務局長：秋田谷忠之氏

日本司法支援センター釧路地方事務所職員の皆様

3. 法テラス釧路の業務内容

(平成22年度にまとめられた平成21年度法テラス釧路業務関係データに基づく)

(1) 情報提供業務

法テラス釧路での平成21年度の電話・面談による情報提供件数は3,474件であり、前年度の2,498件との比は139%である。その件数は2006年に業務を開始してから毎年右肩上がりとなっている。

相談内容は、債務整理が44%を占め、次いで離婚、民事の紛争解決方法、住まい・不動産、相続・遺言と続く。情報提供後は、そのまま法律扶助業務へ移行する割合が大変高い(相談件数に対して65%の割合)。釧路は生活保護受給者の割合が非常に高く、金銭的に困窮した生活の人が多くことから、グリーゼン金利撤廃後も債務関係の業務が大きな比重を占めることは変わらないだろうとのことだ。

また、相談者の地域件数は釧路・根室地域62%(2,240件)、十勝地域21%(734件)、北見・網走地域12%(446件)、その他の地域4%(154件)となっている。十勝地域の方が人口は多い一方で、法テラス釧路の位置・距離からして、釧路・根室地域の住民による相談件数が多数を占めている。

(2) 民事法律扶助業務

法テラス釧路に寄せられた相談の中で、民事法律扶助制度窓口への情報提供を行い、民事法律扶助契約を締結している弁護士・司法書士の相談へ取り次ぐ、あるいは弁護士・司法書士事務所へ直接相談を申し込んだ件数は、2009年度は2,978件であり、前年度の2,134件に比べ、140%(844件)となっている。

相談内容は破産等の債務処理関係が最も多い。法テラス釧路の契約弁護士が受任した弁護士代理援助のうち、破産などを含めたクレジット・サラ金等の債務整理事件及びそれ以外の一般事件の地域的な取り扱い件数は、釧路が最も多く、次いで帯広、北見と続くのが昨今である(厳密に言



(左から) 今所長・篠田弁護士・田中

えば、クレサラ事件数は釧路が圧倒的に多かったが、一般事件数になると帯広の方が多くなる)。上位は法テラス釧路の管轄のうち、人口の多い地域が並んでいる。

※(3) 国選弁護関連業務⁴ (4) 犯罪被害者関連業務⁵ については省略。

4. 法テラス釧路の業務を通じて

人口は道内で4番目に多い釧路⁶は、まさに都市型過疎地域といえる。法テラスへの相談内容からも分かるとおり、経済的困窮者が多く、クレサラ、債務整理、家庭事件、刑事事件が業務の多くを占める。遺産・家屋等、巨額の金銭を扱う大きな事件は釧路にはほとんど無いといって正しい。労働事件についても、弁護士を雇ってまで解決したいと望む人が少ないのだ。すると必然的に業務のバラエティは少なくなり、よく働きよく稼ぐという意識を持った弁護士にとっては少々肩透かしを食らう業務内容となる。「もちろん債務整理をこなすことも弁護士として大事な技量ではあります。しかし若い弁護士が身に着けたいと志す法的技量からはややかけ離れた仕事があることもあります。」利用者に親身になればなるほど元来「弁護士になってこなしたいと志していた仕事」ばかりではなくなるのだと、篠田弁護士は苦笑しながら話す。



(左から) 篠田弁護士・飯先生・今所長

篠田弁護士は、若手の弁護士の人材育成や、安心して能力開発をするためにも、ベテラン弁護士こそもっと法テラスに派遣されるべきだと考えている。現在、10年以上経験を積んだシニア弁護士で、法テラス釧路に勤務するスタッフ弁護士は6割～7割とのことだ。すなわち機能が稼働してまだ年月の浅い法テラスにおいて、要となるスタッフ弁護士の3割強は経験の浅い若手なのである。

なかには都会の就職難と相まって実務はほとんど何も知らない手探りの状態で法テラスの法律事務所へ赴任する若手弁護士もいる。そのため弁護士としてどこまでの仕事をなすべきか分からず、ストレスを抱えてしまう人も多いとのことだ。若手弁護士が増えた今、仕事上の不安、心労を吐露できる弁護士同士のネットワークを十分に備えることが肝要となっている、とあまり触れられてこなかった弁護士の精神面でのケアについて、篠田弁護士は言及した。若手弁護士が過疎地域で業務に携わるにあたって、弁護士の内面への十分なフォローという面にも、今後はより焦点を当てる必要がある。

市民に身近であることを目指す法テラスといえど、積極的に関わりが多いのは、やはり何らかの法律トラブルを抱えた人々である。取りも直さず平穏に生活している市民は、日々

⁴ 刑事事件に係る国選弁護士候補者を裁判所に対して通知する業務。

⁵ 犯罪被害者支援を行っている機関・団体と連携のもと、各地の相談窓口の情報を収集し、案内をするとともに法制度の紹介や犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介を行っている。

⁶ 北海道の人口上位6都市は、1. 札幌 1,880 2. 旭川 356 3. 函館 288 4. 釧路 190 5. 苫小牧 174 6. 帯広 169 ※単位は千人。

(2008年3月時点 住民基本台帳人口：北海道企画振興部地域行政局市町村課調)

の生活の煩雑さのなかで、金銭貸借、ローンの知識、労働者の地位など、重要性を感じていたとしても基本的に無関心であることの方が多い。しかし、些細なきっかけで、市民は「知らない」事柄と関わりあい、巻き込まれ、法テラスの入り口を叩くことになる。無知からくる不安や、事件が発生する種を取り除く対策こそ大事だと述べ、篠田弁護士は無報酬で法律問題の講演なども引き受けている。

法テラス釧路へは、口コミで知った人やリピーターとなって訪れる利用者が多い。法テラス釧路は2010年8月現在、スタッフ弁護士が篠田弁護士と高橋哲也弁護士（第60期司法修習生 2008年着任）2名での体制となっている。現在の業務状況や今後を考えると、常勤弁護士もう一人くらいは必要になるとのことだ。利用者が溢れてキャパシティ・オーバーになるのには一抹の不安があるが、やはり必要とされる法的処理があるなら、法テラスという相談機関があるのだと、多くの人に知ってもらいたいと話す。

そんな法テラス釧路の業務内容・釧路の地域性を朗らかに話す篠田弁護士のスタッフ弁護士としての任期は残りわずかとなっている。任期後は、地元で弁護士業務を続けつつ、若手弁護士のサポートや、新しいスタッフ弁護士へのフォローを通じて、法テラスとも関わりを持ち続けて行きたいとのことだ。

終わりに

北海道の風土には、魅力を感じる一方で厳しいとの声もあり、交通も北海道の周辺地域に向かうにつれて不便をきたす場所が多い。しかし、今後北海道に赴任してくる弁護士は、地域貢献という意欲を持って、あるいは北海道に愛着を持つようになって、仕事に励む人が多く出てくるはずである。そんな彼らをどのようにバックアップしていくかが、法テラス、地元北海道や弁護士会の課題と言えそうだ。



釧路地方裁判所帯広支部前にて

第2節 網走市における司法事情

中村俊介

はじめに

2010年8月30日、私の地元である北海道網走市にある網走市役所、オホーツク北斗ひまわり基金法律事務所に調査訪問し、お話を伺いました。

網走市で行われている法律相談体制、弁護士業務の現状について、ヒアリング調査をもとに報告します。

1. 網走市役所

(1) 網走市の紹介



所在地

〒093-8555

北海道網走市南6条東4丁目

TEL: 0152-44-6111



網走市は北海道の北東部にあり、オホーツク海に面しています。そして海、湖、川、山と変化に富んだ景観が特徴で、特に冬にはアムール川から白い大地となって海を埋め尽くす流氷を見ることができ、有名な観光地となっています。現在の人口は39,629人で（平成22年2月現在）、農業、漁業共に盛んであり、テンサイ、ジャガイモ、ホタテ貝、スケトウダラ、サケが多くとれます。

弁護士はオホーツク北斗ひまわり基金法律事務所と河邊法律事務所に各1人ずつ、計2人います。

(2) 弁護士法律相談

網走市役所企画調整課広報広聴係の伊倉さんに話を伺うことができました。網走市では

平成 20 年から月に 1 回、月の最終週の火曜日に弁護士法律相談を実施しています¹。これはよりたくさんの人から弁護士が話を聞くきっかけとして、市内の河邊弁護士が市役所に声をかけたことで始まりました。相談時間は 1 人 30 分で、1 回に 4 人までの相談を、2 人の弁護士が月替わりに交互に受けています。また月の半ばに電話で予約して相談をしますが、早ければ 20 分で予約が埋まる場合もあるそうです。

市民の方は無料で相談をすることができ、名前、年齢、職業を聞いてから相談を始めます。なかにはこれらの質問に回答することを拒絶する人や双方代理²に抵触する場合もあり、このような場合は直接または別の法律事務所へ有料で依頼しています。市外の方が網走市民のみ相談可能ということを知らずに電話してくることもあるとおっしゃっていました。

(3) その他の相談

弁護士法律相談の他に網走市役所では、消費生活相談員が行う多重債務相談窓口、市役所外にも網走消費者協会による消費者相談室³があり、多重債務を始め、オレオレ詐欺等の消費生活に関するトラブルについて相談を受けています。他の法律の相談に関しては、法テラスが一番近いところでも車で 3 時間強かかる釧路市にしかないことから、オホーツク北斗ひまわり基金法律事務所、河邊法律事務所を主に紹介するそうです。

2. オホーツク北斗ひまわり基金法律事務所

(1) 所在地



〒093-0016

北海道網走市南 6 条西 2 丁目 4-1

フロムワンビル 1F

TEL: 0152-61-4366

(2) 川瀬敏朗弁護士の紹介

川瀬弁護士は福島県出身で、2006 年まで東京で弁護士をされていました。東京では倒産村と呼ばれるほど倒産業務が多かったこともあり、とても多忙であったそうです。網走に

¹ 詳しい日程については毎月発行される広報あばしり最終頁に記載されている。また弁護士法律相談が実施される前は、法的な助言が必要な相談に関し、有識者や市役所の OB が、必要な助言や情報提供などを行っていた。そして窓口では解決できないようなより専門的な対応が必要な相談内容については、内容に応じて弁護士や司法書士などの適切な相談先を紹介する形式だった（平成 18 年網走市議会第 4 回定例会議録 51 頁）。

² 同一人が法律行為の当事者双方の代理人となること（民法 108 条）。弁護士法 25 条で禁止されている。

³ 網走市駒場南 1 丁目 4-1 ふれあい活動センター内。

来た理由は、福島に帰る前にワンクッションとしてひまわり基金法律事務所の弁護士として経験を積もうと思われ、どうせ行くなら遠いところで、東京へのアクセスを考えて網走を選んだとおっしゃっていました⁴。また、ひまわり基金法律事務所に弁護士が1人しかいないことについては、何人か弁護士がいる法律事務所でのチームプレーも良いが、1人で働く心地よさもあるそうです。現在は、事務職員2人を含む計3人で業務を行っています。

(3) 業務状況

年間の業務件数は、主なもので債務整理が約100件、家事調停が約20件で、受任案件の割合としては、個人債務整理50%、一般民商事事件25%、管財事件を含めた事業者債務整理15%、刑事事件10%となっています⁵。これら2つは東京にいた頃より多いようですが、国選弁護は月に2回程度とその他の業務は多くなく、東京では多忙だったため、現在は少し楽になったとおっしゃっていました。

依頼者の居住地は網走市が6割、斜里町が1~2割で、受任ルートは「知り合いから教えてもらって」が4割、「目立つので事務所の前を通って知った」が3割、その他法テラス、裁判所等の紹介によって知った人が相談に来られるとのことでした。

市が開く法律相談については、無料で相談ができるからか相談に来る必要性のない人が来て、来る必要のある人が来ていないことがあるかもしれないとおっしゃっていました。弁護士による法律相談を始めた時期については、他の町はかなり早くから市の無料法律相談をしていたのになぜ網走市は今までやっていなかったのか、と思われていたそうです。

また網走市で弁護士業務を行うメリットとしては、個人の相談が多く自分の考えが直接依頼者に届く充実感が得られることにあるとのことでした。また、網走のみのメリットではありませんが、会社関係の事件が少なく、家事事件等が多いことから個人の相談が多いことがあります。デメリットとしては、弁護士の数が多いわけではないので受任しない自由がほとんどないことを挙げておられました。

弁護士業務以外の仕事としては、講演が年に2、3回あり、この地に留まると決めた場合には法教育を行っていきたいとおっしゃっていました。

(4) 網走市における弁護士活動について

網走市には弁護士が2人しかいないことから、利益相反⁶が起こる可能性が高く、両方の弁護士に相談に来てしまう方もいます。網走での利益相反は川瀬弁護士が想定していたよりも少ないようですが、それでも予約時点で利益相反になる恐れが年に5、6回ほどあるのが現状です。このような問題がある中でも、網走で弁護士が2人の現状人数は適正であるとおっしゃっていました。その理由は、利益相反はきちんと電話予約の時などに事前に確認さえすれば生じる可能性を減らすことができ、業務は忙しいがこなしきれないほどではないことから、網走は弁護士過疎ではないとお考えのためです。

また、紛争処理機関が遠いことから、第一審の裁判を東京にいた頃よりも特に大切に

⁴ 網走市から最寄りの女満別空港へは車で約20分。

⁵ 川瀬敏朗「オホーツク北斗ひまわり基金法律事務所」自由と正義60巻1号(2009年)114頁参照。

⁶ 利益相反とは、裁判の当事者双方に同じ法律事務所の弁護士が助言することなどを指し、依頼者の利益を損なう恐れがあり弁護士職務基本規程で禁止されている。

ていかなくはならず、控訴が難しくなっておっしゃっていました（控訴審は札幌高等裁判所）。この事情は、第一審で和解に進みやすい要素にもなっているとのことです。

おわりに

今回地元である網走市の市役所、法律事務所を調査訪問させていただいたことで、普段生活してきたのに、調査訪問をしなければ分からなかった網走市の司法事情を学ぶことができ、とても良い経験になりました。とりわけ問題視されるのは、北海道に高等裁判所が札幌にしかなく、そのことによって、国民に認められている上訴が地域（今回の調査では網走）によって難しくなっていることでした。これは、日本の都道府県で一番大きな面積を持つ北海道ならではの問題だと思います。

ひまわり基金法律事務所の設置等により弁護士過疎は解消されてきましたが、裁判所の充実は十分でなく、地方裁判所が遠いといった問題に加えて、高等裁判所が遠いことで第一審の比重がますます重くなるという、今まで見てきた司法過疎とは違った面のある網走市の司法過疎の現状を知ることができました。今後、面積が大きく僻地に住む人に司法サービスが届きにくい北海道において、弁護士過疎対策はもちろんのこと、裁判所、検察庁の充実といった司法過疎対策が重要になってくるのではないかと感じました。

また、裁判員制度が始まってもうすぐ2年が経過しようとし、以前よりも司法が身近に感じられるようになってきました。しかし、司法過疎によって物理的に距離が遠い人は、そうでない人と比べて、司法の敷居をより高く感じてしまう可能性が少なくないと思います。そうした意味でも、今回市役所で行われていた法律相談の現状、法律事務所における業務状況や問題点を伺えたことは、大変有意義でした。

最後になりましたが、貴重な時間を割いてヒアリングに応じてくださった網走市役所の伊倉様、川瀬弁護士、報告未掲載ですが河邊弁護士、本当にありがとうございました。

参考文献・URL

川瀬敏朗「オホーツク北斗ひまわり基金法律事務所」自由と正義 60 巻 1 号（2009 年）

網走市 HP（<http://www.city.abashiri.hokkaido.jp>）

釧路弁護士会 HP（<http://www.946jp.com/ben54/>）



オホーツク北斗ひまわり基金法律事務所の外観

おわりに

今回の調査では、司法に携わる方々のお話を聞いたり、様々な施設を見学することができました。自分で調べるだけではわからないような、貴重なお話を聞かせていただくことができて、充実した調査になったと思います。

特に印象に残っているのは、裁判員を経験した方々のお話です。人を裁くことに精神的な負担がかかるのは当然のことですが、その苦しさによって、裁かれた人々に対して自分たちができることは何かないのだろうかと深く考えることができるとおっしゃっていました。これは、実際に裁判員として裁判に参加したからこそその見解であって、とても興味深かったです。そして、負担がただ悪いだけのものではないということを知りました。

最後に、お忙しいなか調査に協力して下さった皆様、本当にありがとうございました。
(阿部 南咲)

裁判法ゼミナールでの1年間の活動から、書籍では決して得ることのできない様々な知識を吸収できました。東奥日報社をはじめとする各訪問先への調査によって、より深い理解を得ることができたと思います。

今年は4年生だけでなく大学院生の方にもゼミナールに参加していただき、3年生の私には良い刺激になりました。そして、様々なアドバイスやご指摘により成長することができました。

最後になりましたが、調査のために貴重な時間を割いて下さった皆様、本当にありがとうございました。
(岩崎 和成)

今回、裁判法ゼミナールで裁判所や法律事務所、新聞社など様々な機関を訪問し、お話を伺うことができました。調査先では、専門家の方々から様々な話を聞くことができ、大変充実した時間を過ごすことができました。特に今回は、わたしの地元である五所川原の法律事務所にも調査に行くことができ、大変嬉しく思っています。

調査のなかで、司法過疎、弁護士過疎などの問題が浮き彫りとなり、厳しい青森県の現状を改めて知りました。実際に現場で働いている人の声を聞き、様々な問題に触れ、多くのことを考えさせられました。今後、さらに考察を深めていけたらと思います。

最後になりましたが、ご指導して下さった飯先生、先輩方ありがとうございました。

また、お忙しい中、調査に協力して下さった各訪問先の皆様、ご講演して下さった皆様、本当にありがとうございました。
(清野 愛美)

今回報告書を作成したのは法テラス釧路ですが、他にも帯広市で活躍している弁護士の方や、急遽地元の裁判所にも飯先生と訪れ、お話を伺いました。同じ北海道でも、地域柄や立場による仕事の関わり方の違いを知ると共に、北海道ならではの課題や人々の温かさを改めて感じる事が出来ました。お忙しい時間を割いて取材をさせて下さった調査先の皆様、また何度もメールのやり取りを行って下さった法テラス釧路の篠田弁護士、本当にありがとうございます。18年過ごした地元には、まだまだ知らないたくさん発見がありました。

蛇足ですが、私が作成した報告書は、一人だけやや文面が違うことと思います。仕様について自分なりに葛藤しましたが、今回は主張を貫いてしまいました。どういう方向の読みやすさにするか、それは今後のゼミの課題としたいと思います。（田中 みなこ）

今年 1 年間、裁判所や法律事務所への訪問や、弁護士や司法書士の先生の講演などで、様々な職種の方々からたくさんの貴重なお話を聞くことができました。

特に、裁判員経験者の方々の裁判員裁判に関する様々な意見や感想を聞くことができ、体験した方にしか分からないことや、感じられないことについて知ることができたことが貴重な体験になりました。また、弁護士の視点からの裁判員裁判についての意見も聞くことができ、様々な視点から今現在の裁判員裁判のメリットやデメリット、これから改善すべき点などについて深く考えさせられました。

裁判法ゼミナールの活動で、実際に調査して学んだことや、現場の生の声を聞いて知ったことなどがたくさんあり、とても勉強になりました。これからも調査に出向いたり、様々な場所へ訪問したり、積極的に学んでいきたいと思っています。

最後になりましたが、お忙しい中調査に協力してくださった皆様、本当にありがとうございました。（長尾 佳織）

実際に司法過疎に対して取り組んでいる司法機関を目にすることで、事態の深刻さと機関の姿勢が分かり貴重な経験となりました。文献や論文等の資料で司法過疎の現状を知ることが出来ても、現場で働いている人の目線を通して聞ける機会はなかなかないため、貴重な時間を過ごすことができました。

今回、つがるひまわり基金法律事務所を訪問し、弁護士偏在についてもより詳しく知る事が出来ました。司法過疎はその過疎地域の弁護士の処理負担を大きくしていることがわかり、弁護士の負担を軽くしていくことも課題だと感じました。

司法機関の、問題点に対し取り組んで行き変化する流れは今後も続いていくと思います。この 1 年間で様々な人たちから得た知識を生かし、今後も変化する司法を学んでいきたいと思っています。

最後になりましたが、お忙しい中調査に協力していただいた皆さま、本当にありがとうございました。（中川 諒）

今年度、裁判法ゼミナールで様々な機関を訪問したり、法律に携わる方々のお話を伺う機会が多くあり、とても貴重な体験をさせていただきました。特に司法過疎に関して、私たちが住んでいる青森県の実情を知ることができ、地方の司法過疎の深刻さを改めて実感しました。また、裁判員裁判に関しても、普段はなかなかお話を伺うことができない裁判員経験者の方々からとても貴重なお話を伺う機会があり、実際に裁判員裁判を経験した方々の生の声は、とても勉強になりました。今後、今年度の調査を通して学んだことを生かして、司法過疎や裁判員裁判について更に考えを深めていきたいと思っています。最後になりましたが、お忙しいなか、調査に協力して下さった皆様、本当にありがとうございました。（野田頭 愛里）

裁判所や法律事務所などを訪問したり、司法関係職の方々のご講演を聞いたり、一年を通してとても貴重な時間を過ごすことができました。普段はなかなか関わることでできない職業の方々のお話を直接聞くことができ、とても勉強になりました。

裁判員制度や司法過疎問題など講義や文献で学んだ内容も、実際に日々業務に携わっているの方々のお話を聞くことで理解が深まったと思います。また、新聞記者の方のお話では、事件や裁判などについて、読者にどうすれば伝わるか、どうすれば誤解を招かずに読んでもらえるのかという工夫や苦労があるということがわかり、事件を伝える側の状況などを知ることができました。今年度の調査で学んだことを、今後の勉強に生かしていこうと思います。

最後に、お忙しいなか、調査に協力してくださった皆様、本当にありがとうございました。
(三浦 幸恵)

今回の訪問調査で、様々な場所を訪れ多くの方々のお話を伺うことで、数多くの知識や見解を身に付けることができました。私の担当した法テラス青森への訪問では、想像以上に問題を抱えている人が多いということと、法テラスを必要としている人が多いということを知り、司法過疎が深刻であるということを感じました。司法過疎については今まであまり詳しく調べたことはなかったのですが、今回の訪問をきっかけに興味をもつことができました。調査をして、自分なりの対策や解決方法を見つけたいと思います。

最後になりましたが、大変お忙しいなか、貴重なお時間を割いて訪問調査にご協力してくださった皆様、本当にありがとうございました。
(三上 大樹)

今回の調査を通して、あらためて司法過疎の深刻さを感じました。青森県の弁護士数は増加傾向にあるものの、まだまだ人員が足りていないのが現実のようです。また、任期を終えると青森県を去る人の方が多く、とても残念に思います。現在、県内は新幹線開通により賑わいを見せています。これ機にたくさんの人に青森県の魅力を知ってもらい、ひとりでも多くの弁護士が足を運んでくれることを願います。そして、司法が市民にとってより身近なものになればいいと思います。

裁判法ゼミナールにおいては、貴重な体験をたくさんさせていただき、とても有意義な時間を過ごせました。飯先生、2年間たくさんの指導をしていただき、本当にありがとうございました。このゼミに入れて本当によかったと心から思っています。そして、4年生、3年生の皆さん、一緒に活動できてとても楽しかったです。今後のさらなるご活躍を期待しています。

最後になりましたが、お忙しい中調査にご協力してくださった皆様、講義にきてくださった皆様、本当にありがとうございました。
(浅利 志乃)

裁判法ゼミナールでの2年間の調査を通じて、多くの方々からお話を伺い、司法の実態を知ることができたことは、私にとって非常に良い経験になりました。特に、県内の司法過疎の現状や裁判員裁判の実態など、法律家の方々から見た司法の問題点などを知ることができる機会はめったに得られないものなので、とても貴重な体験であったと思います。

しかし、私は今年度の夏の調査は予定が合わず、参加できませんでした。夏の調査では普段なかなか行けないところでのヒアリングができるので楽しみだったのですが、本当に残念です。後輩の皆さんには積極的に参加して欲しいと思います。

私たち4年生はこれで裁判法ゼミでの活動は終わりとなります。同期の皆さん、先輩・後輩の皆さん、そして飯先生、いろいろご迷惑もおかけしましたが、2年間お世話になりました。この場を借りてお礼申し上げます。本当にありがとうございました。

最後になりましたが、お忙しい中快く調査に協力してくださった皆様、ありがとうございました。
(荒木 愛美)

今回のゼミ調査では、地方が抱える司法の問題について理解を深めることができました。裁判員裁判等で司法が市民により身近になっていく中で、今後地方の司法がどのように変化していくのか注目していきたいと思います。今回お世話になりました皆さま、本当にありがとうございました。
(及川 安崇)

裁判法ゼミで裁判所や法テラス、ひまわり基金法律事務所などの様々なところに行けたことはとても貴重な体験でした。法学コースということで法律について勉強はしていましたが、それを実際に扱う実務の場を見て、お話を聞かせていただけたことで、また新たな視点で法を見ることができるようになった気がします。またどこに行っても共通して感じたのがそこで働いている人たちの仕事の多忙さでした。弁護士などの法律家の不足や、司法過疎などの問題も関係しているのかなと思いました。そして、そのような多忙な業務を、やりがいを持って働いているみなさんをすごいと思いました。裁判法ゼミで2年間やってきたことは、自分にとって大きな財産になった気がします。

最後にたくさんのアドバイスとフォローをしてくださった飯先生、ともに頑張ってきたゼミの同期と後輩のみんな、調査に協力していただいたすべての皆様に厚くお礼申し上げます。
(大場 宗)

今回の調査では、前年度のものに比べて、より広い範囲の司法関連職への訪問調査が出来ました。複数の職種から多面的に「地域における司法」をとらえることが出来たように思えます。

私の関心ごとであったマスメディアにおける司法の報じられ方について、東奥日報社への調査で現場の記者の方の生の声を聞けたことは非常に貴重な体験となり、より関心が深まりました。犯罪報道の報じられ方、取材態勢、考え方、報道の基準、ここで得られた情報は、私の卒業研究におけるメインコンテンツの材料として扱わせていただきました。

今回の調査は、ゼミナールの後輩にとっても司法関連職についてより広い範囲で調査できるという点で今後につながるものだと思います。毎年、貴重な体験を企画してくださる飯先生にも感謝しております。

最後になりましたが、今回の調査に貴重な御時間を割いて丁寧な対応をして頂きました皆様に心より御礼申し上げます。本当にありがとうございました。
(川島 康輔)

裁判法ゼミナールで過ごした 2 年間は私にとって貴重な経験であり、大切な思い出になりました。司法関係者の方々への聞き取り調査や報告書の作成、裁判員制度の研究、ディベート活動などを通じて、大学生として一回り大きく成長することが出来たと思います。

このような経験は飯先生をはじめ多くの方々の支えがあったから出来たのであり、皆様には言葉では言い表せないほど感謝しています。時には厳しく時には優しく指導して下さった先輩方や優秀な後輩達、そして今まで共に支えあってきた同期達には心からお礼を言いたいです。このゼミで学んだことや様々な方との出会いを大切にして、これからの人生を歩んで行きたいと思います。3 年生の皆さんはさらに大所帯となる裁判法ゼミを先輩としてリーダーシップを発揮し、これからも盛り立てていってください。

最後になりましたが、聞き取り調査に快く応じて下さった皆様や関係者の方々、ゼミ生の皆さん、そして飯先生に改めて御礼申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。
(清水 佑哉)

私自身、2 年目となる裁判法ゼミナールでの調査は 1 年目とは違った視点で臨むことができました。特に北海道における司法過疎問題は、昨年の青森での調査を通じて学んだことと比べると違う問題を持っており、地域毎に状況の異なる司法過疎の問題があることが学べました。また、今回私の地元である網走市を調査することで、北海道ならではの司法過疎問題も見えてきました。このような調査訪問をすることで、司法過疎を含め、訪問先の方々に様々な生の声を聞くことができることは、とても有意義なことだと思います。それをこのような報告書として残すことは、現地の生の声を全国に広めることもできるので、これからも裁判法ゼミナールの学生は 1 回 1 回の調査を大切にしてほしいと思います。

最後になりましたが、お忙しい中、ゼミの活動としての調査に快く協力して下さった皆様、本当にありがとうございました。そしてこのような機会を与えてくれた飯先生に心より御礼申し上げます。
(中村 俊介)

まず、調査にご協力して下さった訪問先の皆様に御礼申し上げます。お忙しい中、私達のためにわざわざ時間を割いて下さり、本当に有難うございました。

この 2 年間、数多くの機関の方々に、本当に貴重な経験をさせて頂きました。こうして報告書をまとめることが出来たのも、沢山の皆様への支えがあったからです。さまざまな「現場」に赴き、現状に「肌で触れる」ことができるのが、裁判法ゼミナールの醍醐味であり、特権であったと思います。本当にこのゼミに入って良かったです。

最後に、ご指導して下さいました飯先生には感謝してもし尽くせません。そしてお世話になった同期の皆や後輩達も、本当に有難うございました。来年度からはまた新しいゼミ生を加えてさらに大所帯になって、自分達の研究や大学生活にどんどん磨きをかけて行って下さい。私達も社会に出てからもこのゼミナールで学んだことを生かしつつ、これからも一市民として裁判や法に目を向けながら頑張っていきたいと思います。
(奈良岡 良佳)

裁判法ゼミに 2 年間所属して、多くの機関を訪れ、たくさんの専門家の方からお話をうかがうことができました。夏の調査活動や学校に来て下さった専門家の方のお話を聞くことは貴重な経験となりました。

今年は調査活動等にはあまり参加することができませんでしたが、3年生の報告のおかげで他県の状況や調査の内容を知ることができたので、充実したゼミ活動にすることができました。裁判法ゼミに所属したことで、地域司法や裁判員裁判についての自分の考えを深めることができました。来年はゼミ生も増えて、活気のあるゼミになっていくと思います。2、3年生にも裁判法ゼミでしか学べないことを学んで、より有意義なゼミ活動にしてほしいです。

飯先生の2年間のご指導のおかげで、裁判法ゼミで多くのことを学ぶことができました。特に今年は卒業論文のことで何度も相談に乗っていただき、本当に感謝しています。ありがとうございました。

最後になりましたが、お忙しい中、調査活動に快く応じてくださった関係者の皆様、本当にありがとうございました。 (三橋 理佐)

わずか1年間の裁判法ゼミナールでしたが、振り返ってみると、非常に有意義な1年間でした。特に実地調査では、東奥日報本社や法テラス青森、青森地方裁判所といった、普段では足を踏み入れることの出来ない場所に入ることが出来たり、また、実際にその業務に携わっている方々のお話を聞かせてもらったりと、社会人として今行っている業務に少なからず生かすことが出来て良かったです。

1年間ご指導下さった飯先生、そして皆さんのお父さん程の年齢差があったにもかかわらずお付き合いしていただいたゼミ生の皆様、また調査にご協力下さった皆様、本当にありがとうございました。 (油川 安孝)

飯先生、ゼミ生の皆様、一年間大変お世話になりました。約20年ぶりに大学に戻ってきて、あの頃の初心を思い出しました。あっという間の一年でしたが、若い柔軟な頭と交信をした結果、石頭になりかけていた私の脳みそが少し活性化された気がします。4年生はご卒業おめでとうございます。良い人生を送ってください。 (川村 啓之)